

令和七年
六月 青森県議会第三百二十二回定例会会議録 第四号

令和七年六月二十日（金）議事日程 第四日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

第二、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（花田栄介、小笠原大佑、山谷清文、工藤慎康各議員）

第二、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長	長丸井裕	二番	工藤貴弘
副議長	寺田達也	三番	工藤悠平
一番	丸井裕	四番	夏堀嘉一郎
二番	井本貴之	五番	北日向由樹
三番	小笠原大佑	六番	斉藤孝昭
四番	大澤祥宏	七番	後藤清安
五番	大平陽子	八番	大澤敏彦
六番	夏坂修	九番	福士直治
七番	吉田ゆかり	十番	木明和人
八番	成田陽光	十一番	小比類巻正規
九番	大崎光明	十二番	
十番	和田寛司	十三番	
十一番		十四番	
十二番		十五番	
十三番		十六番	
十四番		十七番	
十五番		十八番	
十六番		十九番	
十七番		二十番	

二十一番	菊池 勲	二十二番	高畑紀子
二十三番	鶴賀谷 貴	二十四番	田端深雪
二十五番	吉俣 洋	二十六番	谷川政人
二十七番	花田 栄介	二十八番	齊藤 爾
二十九番	寺田 達也	三十番	蛭沢正勝
三十一番	高橋 修一	三十二番	工藤慎康
三十三番	夏堀 浩一	三十四番	櫛引 ユキ子
三十五番	今 博	三十六番	川村 悟
三十七番	安藤 晴美	三十八番	山谷清文
三十九番	山田 知	四十番	三橋 一三
四十一番	工藤 兼光	四十二番	森内之保留
四十三番	清水 悦郎	四十四番	阿部 広悦
四十五番	田中 順造	四十六番	田名部 定男
四十七番	伊吹 信一	四十八番	鹿内 博

出席事務局職員

局長	工藤康成	次長	伊藤敏文
議事課長	角田正人	副参事	鳴海 康
総括主幹	土屋 順司	総括主幹	下村 恭子
総務主幹	中野 弥寿喜	主 幹	山口 友一
主 査	岡崎 正博		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事	小 谷 知 也
副 知 事	奥 田 忠 雄
総 務 部 長	澤 純 市
財 務 部 長	千 葉 雄 文
総合政策部長	後 村 文 子
こども家庭部長	若 松 伸 一
交通・地域社会部長	舩 木 久 義
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸
健康医療福祉部長	守 川 義 信
経済産業部長	上 沢 謙 一
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹
農林水産部長	成 田 澄 人
県土整備部長	古 市 秀 徳
危機管理局長	築 田 潮
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫
会計管理者	小 坂 秀 滋
教 育 長	風 張 知 子
警察本部長	小 野 寺 健 一
監 査 委 員	佐 々 木 知 彦
選挙管理委員長	鶴 岡 真 治
	教育次長 早 野 英 明
	警 務 部 長 中 村 誠
	監査委員事務局長 松 田 大
	選挙管理委員会事務局長 平 尾 悠 樹

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一般質問 継続

○議長（丸井 裕） 一般質問を継続いたします。

二十七番花田栄介議員の登壇を許可いたします。――花田議員。

○二十七番（花田栄介） 自由民主党の花田栄介であります。議長のお許しを得まして、所感を交えながら、順次質問をさせていただきます。

宮下県政がスタートし、二年目に当たります。この間、宮下知事は、百二十回を超える「＃あおばな」の開催を通し、多くの人の声、現場の声を拾い上げたほか、少子化対策として「青森モデル」の策定、給食費の無償化、あるいは教育改革等、様々な成果を形として実現してきているわけでございます。こういった早くも成果が形として現れているものもあれば、これから時間を要し、結果が見えてくる課題等もあるでしょう。例えば、人口減少の問題を解決するには長期的なスパンで結論を待たねばならないかもしれません。知事はじめ、執行部の皆様のたゆまぬ努力が真の成果として出てくるのはこれから先であると思います。

政策の成果が目に見えて出てくるのは時間がかかるものです。しかし、だからこそ知事は、スピード感を持って事に当たっていくとの姿勢を打ち出されているものと思います。青森県政を前進させるため、宮下知事におかれましては、これからも様々な諸課題にスピード感を持って対処していただき、より一層、青森県を元気にしていただきたい。そして、県民皆さんが青森県に生まれてきてよかった、青森県で暮らしていることができてよかった、そのように思えるような青森県をつくっていただきたいと思います。

以下、順次質問してまいります。

初めに、豪雪による農業被害についてであります。

令和六年十二月からの豪雪では、リンゴの枝折れをはじめ、農業用ハウスや畜舎の倒壊など、農作物や施設に甚大な被害を及ぼしました。被害額は二百十四億円を超え、本県における雪害としてはこれまでで最も大きな被害となり、その範囲も津軽地方を中心に広範囲にわたっております。特に被害の大きいリンゴの枝折れについては、弘前市など十三市町村で二百億円を超える被害が発生したほか、農業施設被害については、青森市など十八市町村で農業用ハウスや畜舎の倒壊等が発生しまし

た。

私もこの四月に、党の調査で弘前市をはじめとする津軽地方のリング園、あるいは地元青森市の農業用ハウスが被災した現場へ同行し、調査させていただきました。リングでは七割以上の木が被害を受けた園地もあり、被害の甚大さを目の当たりにしたほか、農業用ハウスも被害程度が大きく、青森市では、被災した百五十棟近くの八割以上が全壊、大破となっております。生産者の皆様からは、これまで経験したことのない短期間の集中した降雪であり、除排雪が間に合わず、大きな被害につながった、復旧に向けて人手が足りない、苗木や資材も足りないとの意見を伺いました。

生産者が自然災害に備える制度としては、収入保険や施設共済などがありますが、近年の物価高騰の影響により資材費が増大しているなど、復旧には大きな負担が伴います。また、苗木や資材が不足しているとの声も多いことから、営農再開に向けた負担を少しでも軽減し、生産意欲を失うことなく営農を継続するための支援が必要です。

そこで、一点伺います。

県は、令和六年の十二月からの豪雪による農業被害の復旧支援にどのような取り組みをしているのかをお伺いいたします。

次に、高水温に伴う養殖ホタテガイのへい死対策についてであります。

本県の水産業は、近年、主要魚種であるスルメイカやサケの長期不漁など、回遊魚の漁獲量が著しく低迷し、令和六年の本県海面漁獲量は約十一万八千トンと、過去最低となった令和五年と同等で、また、漁獲金額は三百四十一億円と、過去十年で二番目に少ないという危機的な状況にあります。

本県の漁業がこのような状況の中で、陸奥湾ホタテガイ養殖業は、本県の漁業生産に占める割合が大きく、また、加工や輸出、観光など、様々な関連産業とも密接に関連していることから、地域経済を支える重要な

産業となっております。

最近の十年間を見ますと、令和四年まではおおむね七万トンから十二万トン台で推移していましたが、令和五年は五万六千トン、令和六年は三万トンと厳しい状況となっております。また、生産金額は、平成二十八年には二百六十一億円と過去最高を記録しているほか、最近の十年間のうち、九年間で百億円を超えておりましたが、昨年は八十二億円にとどまっております。

令和六年の生産状況を見ますと、十分な数の稚貝の確保ができたとのことですが、夏季の高水温が長期化したことや餌不足などにより、秋以降に稚貝のへい死が増加したと伺っております。

近年、採苗不振や高水温の影響により、陸奥湾のホタテガイ養殖業の生産は不安定となっております。環境が年々厳しくなっていることなど、今後、安定した産業としていく上で、短期的、中長期的に解決すべき課題が残されていると考えております。

このような中、県は、ホタテガイ養殖の高次安定生産による恒久的な三百億円産業に変革させることを掲げ、変革に必要な戦略を令和六年十月に陸奥湾ホタテガイ総合戦略として策定されました。

そこで、総合戦略の取組の中から、ホタテガイの生産高度化についてお伺いしていきます。

一点目として、高水温に伴う養殖ホタテガイのへい死対策について、直近の陸奥湾の水温状況についてお伺いします。

二点目として、高水温に対応した養殖管理技術の開発についてお伺いいたします。

続いて、いよいよ来年に迫った青の煌めきあおもり国スポ・障スポについてであります。

あすなる国体以来、四十九年ぶりに本県において国内最大の国民スポーツの祭典である国民スポーツ大会が開催されます。そして、全国障害者スポーツ大会は、本県においては初めての開催となります。国スポ・

障スポの開催は、本県のスポーツ振興に資するとともに、子供たちに夢や希望を与え、また、全国から来県される選手や関係者をはじめとする多くの方々に本県の魅力を発信するまたとない機会であります。このため、この祭典を県民全体で盛り上げることが重要であり、今年は特に県内における開催に向けた機運醸成に、これまで以上に努めていくべきであると考えます。

そこで、来年に迫った青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向け、県内における機運醸成が重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、国スポ総合開・閉会式における駐車場の対策についてであります。

去る五月上旬に新青森県総合運動公園を訪れる機会がありました。その際、陸上競技をはじめ、複数の大会が同時開催されておりましたが、公園内の駐車場は、ほぼ埋め尽くされていた状況と見受けられました。私といたしましては、国スポ総合開・閉会式においても同様の状況になつてしまふのではないかと駐車場の不足が非常に懸念されたところであります。

国スポ総合開会式、閉会式は、選手団、関係者を含め、観覧に訪れる方など、県外からも多くの方が来場されることになると思います。駐車場に止められると期待して来場した方が、意に反して止められない状況になつてしまった場合、開会式や閉会式に間に合わず、入場できなくなるおそれもありますし、残念な思いをさせてしまうことにつながりかねません。そのようなならないよう、様々な想定をして万全の対策を取つておく必要があると考えます。

そこで、青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式における駐車場対策について、県はどのように検討しているのかお伺いいたします。

次に、冬季のインバウンド対策についてであります。

昨年一年間の本県における外国人延べ宿泊者数は四十三万五千十人

泊と、統計開始以来、過去最多となりました。今年の冬も八甲田では、ロープウエーに乗車するために連日多くの外国人観光客が行列をつくっていた、一時間、二時間待っていた、そのような話を聞き及んでおり、思った以上に冬季のインバウンドが増加しているということを実感しているところであります。

私は、本県観光の振興のためには、一年の中で本県を訪れる観光客が落ち込む閑散期である冬季の誘客拡大が必要であり、そのためには、冬季観光の需要が多いと言われる外国人観光客の誘客を推進していくことが重要であると考えております。

そこで、一点目として、令和六年十二月から令和七年三月までの本県の外国人延べ宿泊者数についてお伺いいたします。

二点目として、海外からの冬季の誘客拡大に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、大学生の県内定着・還流についてであります。

県では、本年四月に令和六年度青森県社会経済白書を公表しました。これによりますと、十五歳から十九歳の転出超過率は、男女ともにほかの都道府県と比較してマイナス度合いが大きくなっております。また、二十歳から二十四歳の転出超過率は、男女ともに全国ワーストとなっております。このように、進学時または就職時における転出超過が顕著であることが明らかとなりました。

また、県内大学等における卒業者の就職状況についてであります。青森労働局が五月に公表した資料によりますと、令和七年三月卒業予定者の県内就職率は三八・七％、これに対して県外就職率は六一・三％と高い数値になっております。

さらに、本県の高校卒業者の進学率は、平成十二年の二五％から、令和六年には五四・四％と大幅に上昇しました。進学先では県内を選ぶ割合が約四割となっております。このため、まずは県内に進学した学生が一人でも多く県内就職することが大事であると考えているところであ

ります。

また、県外の大学で様々なことを学びたい、あるいは県外の企業で活躍していきたいという若者の挑戦というものは尊重していかなくてはなりません。

しかし、青森県には、絶対に都会には負けない暮らしやすい生活環境というものがありません。本県における有効求人倍率が一倍を超え、いわゆる売り手市場となっている状況にある今だからこそ、就職を目指す大学生の方々に本県の仕事と暮らしの魅力をしっかりと丁寧伝えていく取組が必要であると考えます。

私は、これまでも雇用の拡大など、いかにして本県に若者を定着させるかという観点から質問してきました。私は、今後も本県を持続させていくためには、県内の大学生の県内定着を促進していくとともに、県外に進学した大学生に青森県に戻ってきてもらうことが重要であると考えています。そのためには、本県で働くこうと思っている若者が本県でしっかりと働いていけるよう、官民を挙げて取り組んでいくことが必要であると考えております。

そこで、一点目として、大学生の県内就職を促進していくために、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、二点目といたしまして、県外に進学した大学生の還流を促進するため、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、県内建設業における担い手確保について伺ってまいります。

建設業における大きな課題として、人材の不足というものが挙げられます。これまでも建設業において人手が足りていないとの声を多く耳にしております。現在では、さらに少子化に加え、人材確保における他地域や他産業との競争激化、二〇二四年問題の影響などにより、若年層の確保がこれまで以上に難しくなっていると想定され、建設業の人材不足は極めて深刻な状況になっていると考えております。

建設業は、地域の経済や雇用を支え、冬の除雪作業や近年頻発する災

害の際に、最前線で地域社会の安全や安心を担う地域の守り手として大きな役割を担っていますが、将来にわたり存続していくためには、人材の確保に向けた継続的な取組が急ぎ望まれているところであります。特に若者の入職促進に向けては、建設業の魅力を伝えるとともに、イメージアップや理解向上を通じて入職を促進していくことが重要であると考えます。

そこで、一点目として、若者の建設業への入職促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、建設業においては、令和六年四月一日より罰則付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、発注者は適正な工期設定等の働き方改革への対応を進めていく必要があります。また、県内における建設業の担い手を中長期的に確保していくためには、ほかの産業と遜色のない休日取得ができる労働環境を確保していく取組が必要であり、昨今の夏場の猛暑を考えると、受注者へ熱中症対策の実施など安全衛生のさらなる確保を図る必要があります。

そこで、二点目として、県内建設業の担い手確保には労働者の働き方にも配慮した工期等の設定が重要であると考えますが、県の取組についてお伺いいたします。

最後の質問に入らせていただきます。特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺についてであります。

最近の報道を拝見するに当たりまして、特殊詐欺の記事等が連日のように掲載されております。

また、先日、地元の町内会の老人会総会にも参加した折に、老人会の会長から、特殊詐欺について気をつけましょうという挨拶がございました。私は、その場で詐欺の電話がかかってきた方はいらっしゃいますかと問いましたところ、三分の一ほどでしょうか、手を挙げていた方がいらっしゃいました。その場で手を挙げるのが恥ずかしいと思われる方もいるかもしれない。そういったものを考慮しますと、実数はもっと多い

のではないかと感じているところでございます。

特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が深刻さを増しておりますが、五月には被害額が五億円を超えたというような報道も耳にしているところであります。また、最近では、警察官をかたる犯人が偽の逮捕状や令状を提示し、犯行に及ぶなど、手口が悪質・巧妙化しているという話も聞こえております。

県警察では、警察本部長自らがユーチューブ動画に出演し、注意喚起するなど異例の対策を講じており、非常に強い危機感を抱いている様子がうかがえます。中には、銀行員やコンビニ従業員が犯行に気づき、被害を未然に防いだといった例もあり、県民の特殊詐欺等に対する危機感が高まりつつあるとは思いますが、被害状況を見ますと、危機感が必ずしも県民全体に行き渡っているとは言い難いようにも思います。

先ほども触れたとおり、県警察では既に特殊詐欺等の被害の防止に向けた取組を様々行っていると思いますが、県民の安全・安心を確保するため、これまでに以上特殊詐欺等の未然防止対策を講じていただきたいと思っています。

そこで、一点目として、本県の最近三年間及び本年五月末における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数と被害額について伺いいたします。

二点目として、本県における今年の特種詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の特徴について伺いいたします。

三点目として、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害の未然防止に向けた県警察での取組について伺いいたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。花田議員にお答えいたします。

私からは、まず、令和六年十二月からの豪雪による農業被害の復旧支

援にどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

私は、被害に遭われた生産者の皆様が安心して営農を再開できるように、スピード感を持って復旧に必要な支援に取り組んでおります。

特に被害の大きいリンゴについては、雪害復旧支援チームによる高接ぎなどの技術指導や被害樹の処理等に対する支援のほか、苗木不足に対応するため、中長期的な視点で安定供給体制の構築に向けた検討を進めているところであります。

また、県の要望を受け、国が改植などの特別対策を実施することから、園地の再生に向けて、事業の受皿となる各地域の果樹産地協議会と連携して、活用を促してまいります。

このほか、農業用ハウスや畜産施設の被害についても、施設の再建と生産技術指導の両面から支援をしてまいります。

続きまして、高水温に対応したホタテガイ養殖管理技術の開発についてお答えいたします。

県では、これまで、高水温対策として、ホタテガイの養殖施設を水温の低い下層へ沈めるよう指導してきたところでありますが、近年の海洋環境の変動を踏まえ、高水温によるホタテガイの体力消耗を極力抑えるため、一連の作業内容について、実施時期や水深などを再検証しているところであります。

具体的には、付着物の除去等の作業について、最適な実施時期を特定するほか、高水温に耐えられる体力のあるホタテガイを養殖するため、まずは餌の多い浅い水深で稚貝を成長させ、その後、水温の低い下層に沈める水深管理技術などの研究を進めております。

続きまして、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けた機運醸成の取組についてお答えいたします。

国スポ・障スポの機運醸成を図るため、今年度は青の煌めきダンスコンテストをはじめとした開催一年前イベントの実施や、協賛いただいている県内民放テレビ局と連携した情報発信など、様々な手法を組み合わせ

せて広報活動を展開しております。

県内では、五月二十四日の藤崎町でのなぎなたを皮切りに、六月十三日からの陸上競技など、競技別リハーサル大会が始まっており、これに合わせて主要駅や空港での歓迎装飾を掲示するとともに、大会の情報発信も展開しているところであります。

今後開催されるリハーサル大会の情報も含め、国スポ・障スポの情報により多くの方の目に触れるよう、これまで以上にメディアを活用した広報や開催を彩る街頭装飾の展開など、さらなる機運醸成に取り組んでまいります。

続きまして、海外からの冬季の誘客拡大に向けた取組についてお答えいたします。

本県の冬季観光は、訪日外国人からの評価が年々高まっており、今後も誘客拡大が期待できることから、国や地域ごとの市場ニーズに的確に対応した取組を戦略的に進めております。

具体的には、オーストラリアや中国向けにはバリエーション豊かなスキー場を、韓国向けには様々な泉質の温泉を、台湾や香港向けには樹氷や氷瀑の冬景色などをSNS等で発信していきます。また、現地旅行博への出展や旅行会社による県内視察ツアーの実施、旅行商品の造成促進などにも取り組んでいきます。

私としては、インバウンドをはじめとする冬季の誘客拡大により、観光交流にとどまらず、新たなビジネスの創出や投資を呼び込むことで、広く県内経済に恩恵を与えるという将来像を描いており、積極果敢な取組を展開してまいります。

続きまして、大学生の県内就職を促進するための取組についてお答えいたします。

昨年度設立したあおもり人材育成・県内定着促進協議会では、県内大学等は、地域の魅力や可能性を大学生が知り、体験する機会を増やし、産業団体や県内企業は大学生のニーズに基づき職場づくりを進めるな

ど、協議会の構成機関がそれぞれ主体的な取組を進めていくこととしており、県としても、県内の仕事や生活の魅力に対する大学生の理解を深める取組などを進めていきます。

具体的には、県内で働く若者を社会人モデルとして、本県での充実した生活や仕事の内容を若者目線で紹介するほか、福利厚生が充実している、休日、休暇が多いといった大学生のニーズに応える企業を集めた合同企業説明会を開催するなど、様々な取組を通じて、一人でも多くの県内就職につなげてまいります。

次に、県外に進学した大学生の還流を促進するための取組についてお答えいたします。

県では、県外に進学した大学生の還流を促進するため、県外の大学が主催する就職セミナーや保護者が出席する懇談会において、県内就職の魅力や青森の暮らしやすさへの理解を促すほか、宮城県や岩手県など近隣道県の大学に県内企業や県が出向き、自社の魅力や県内就職に関する支援策を大学生に直接PRするイベントを開催します。

また、高校卒業後においても本県とのつながりを続けるために、スマートフォンアプリを活用して本県の魅力や情報を継続的に発信するほか、帰省時期に合わせて本県への還流を呼びかける新聞広告を掲載するなど、市町村や関係機関と連携しながら、SNS、ウェブサイト、イベントなど、様々な媒体や手法を用いて、青森の仕事や暮らしやすさなどの発信に取り組んでまいります。

続きまして、若者の建設業への入職促進に向けた取組についてお答えいたします。

建設業は、県民の皆様の安全・安心を担う地域の守り手として必要不可欠な存在であることから、若者を対象とした建設業の担い手を確保するため、これまで建設現場を見学する親子バスツアーや若手技術者との意見交換会などを行ってきたところであり、今年度は新たな取組として、より多くの高校生に建設業に対する関心を高めてもらえるよう、商

業高校などと連携し、建設業を題材とした映像制作や商品開発に取り組む課題研究授業を実施しております。

今後、国や業界団体とタッグを組みながら、より多くの若者に対して建設業の魅力や意義を伝え、よいイメージの共有が図られるよう取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 令和六年十二月から令和七年三月までの本県の外国人延べ宿泊者数についてお答えいたします。

国の宿泊旅行統計調査によると、令和六年十二月から令和七年三月までの本県の外国人延べ宿泊者数は十五万二千百九十人泊で、前年同期に比べ一五九％となっており、調査開始以来で過去最多となっています。

主な国・地域別の内訳は、台湾が最も多く、三万七千三百七十人泊で、前年同期比一五一％、次いで中国が三万四百十人泊で二二八％、韓国が一万七千六百五十人泊で二三一％、香港が一万七十七人泊で一二七％となっています。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 直近の陸奥湾における水温の状況についてお答えいたします。

ホタテガイの養殖施設が主に設置されている水深十五メートル層での今年度の五月下旬における平均水温は、青森沖が十一・八度、平館沖が十二・六度、野辺地、横浜の沖合辺りの東湾が十二・四度と、平年並みか、やや高い状況となっています。

現在の水温は、昨年、一昨年と比べて低い状況にありますが、五月二十日に気象庁が発表した長期予報によると、北日本の六月から八月の気温は平年より高くなる確率が五〇％となっていることから、陸奥湾の水温の変化を注視し、適切に養殖管理が行われるよう指導していきます。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 県内建設業の労働者の働き方にも配慮した工期等の設定についての御質問にお答えいたします。

建設業の働きやすさを向上させるためには適切な工期設定が重要であり、県が発注する公共工事では、週休二日や天候による作業不能日等を含めて、標準的な工事日数を算定しています。

また、近年の猛暑による労働環境への影響を考慮し、七月から九月までの間に工期が一日でも含まれている工事では、猛暑日対策として標準的な工事日数に五日を追加しています。

さらに、繁忙期と閑散期の工事量の平準化を図るため、ゼロ債務負担行為による施工時期の早期化に努めるとともに、年度をまたぐ工期の設定や延長、現場着手日を自由に選択できる余裕期間制度の活用など、柔軟に対応しています。

○議長（丸井 裕） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） 青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式における駐車場対策についての検討状況についてお答えいたします。

昨年度策定した輸送実施計画においては、国スポ総合開・閉会式の参加者について、計画バス、タクシー及びシャトルバスなどの輸送手段を設定して乗用車の利用台数を減らし、会場周辺の交通量を抑制する方策を検討しています。

その中で、駐車場対策として、新青森県総合運動公園内の各駐車場から総合開・閉会式会場のマエダアリーナへの円滑な動線等を考慮し、駐車場の候補地、利用方法及び駐車可能台数などを検討してきたところです。

引き続き、総合開・閉会式の式典内容や会場整備計画等との整合性を図りながら、関係者とさらに詳細部分の調整を行っていくこととしていきます。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 特殊詐欺等被害の未然防止対策に関する御質問のうち、本県の最近三年間及び本年五月末における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数と被害額についてお答えいたします。

本県における最近三年間の特殊詐欺の認知件数と被害額は、それぞれ令和四年が三十九件、約二億八千六百七万円、令和五年が九十七件、約三億四千五百六十四万円、令和六年が九十七件、約一億七千五百七十八万円となっており、本年五月末現在の暫定値は、認知件数六十八件、前年同期比プラス五十件、被害額約二億八千六百八十八万円、前年同期比プラス約二億五千六百五十万円となっております。

SNS型投資・ロマンス詐欺につきましては、令和六年から新たに統計を取ることとなり、認知件数と被害額は、令和六年が六十七件、約四億四千六百一十一万円となっており、本年五月末現在の暫定値は、認知件数三十九件、前年同期比プラス十八件、被害額約三億千三百六十六万円、前年同期比プラス約一億六千四百八十九万円となっております。

続いて、本県における今年の特種詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の特徴についてお答えいたします。

本県における今年五月末時点での特種詐欺の主な特徴といたしましては、手口別では、オレオレ詐欺と架空料金請求詐欺を合わせた件数が全体の約八割を占めること、オレオレ詐欺は、警察官をかたり、捜査名目で現金等をだまし取る手口が発生していること、架空料金請求詐欺は、インターネット広告等をきっかけとした、主に副業を名目とした被害が多いことなどが挙げられ、幅広い世代が被害に遭っております。

次に、本県における今年五月末時点でのSNS型投資・ロマンス詐欺の主な特徴といたしましては、手口別では、SNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺の割合がそれぞれ全体の約半数であること、SNSや投資に関するインターネットサイトなどをきっかけに相手と連絡を取り合い、投資を勧められて被害に遭うケースが発生していること、金銭の

要求名目としては、暗号資産の投資や株の投資が多いことなどが挙げられ、幅広い世代が被害に遭っております。

次に、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害の未然防止に向けた県警察での取組についてお答えいたします。

特殊詐欺をはじめとした被害の防止に関する県警察の基本姿勢といたしまして、より多くの県民に、最新の手口、パターン、ワードを具体的に周知すること、被害者は被害に遭っていることに気づかない場合があることから、家族や知人、金融機関、コンビニエンスストア等の周りの方が気づきを促すなど、社会全体として対応していくことが重要であると考えております。

そのため、県警察では、県警察防犯アプリ「まもリン」や、県警察公式エックス、インスタグラムなどを活用した迅速な情報発信、防犯講話や広報活動の際、詐欺の最新の手口について注意喚起をするなど、迅速かつ効果的な広報啓発を推進しているほか、金融機関やコンビニエンスストアなどに対しては、詐欺の手口を情報提供した上で、詐欺被害が疑われる客への積極的な声かけを依頼しております。また、今年五月十二日から三十一日までの間、県警察独自に特殊詐欺等被害防止強化期間を設け、関係機関、団体と連携し、県内全域で広報啓発活動を集中的に実施して、より多くの県民の皆様が手口に関する情報の浸透を図る取組を行っております。

今後も引き続き、関係機関等と連携し、被害防止に向けた取組を継続してまいります。

○議長（丸井 裕） 花田議員。

○二十七番（花田栄介） 知事はじめ、部局長の答弁をいただきましてありがとうございます。再質問について一点、あと要望を幾つかさせていただきます。再質問について一点、あと要望を幾つかさせていただきます。

まず初めに、ホタテガイですけれども、ホタテガイ養殖は、生産者だけではなくて、流通、加工等、裾野が広い産業であります。これら関係

者の方々が陸奥湾ホタテガイ総合戦略の取組によりまして、持続的な漁業経営の安定化が実現していくことを期待しております。頑張っていただけだと思います。

それから、観光の話では、インバウンドが非常にいい状況で推移しているということで、中国は二〇〇%を超えたり、台湾も一五〇とか、非常にいい傾向を示しておりますので、これからも観光は稼ぎ頭でありますから、よりインバウンドが特に冬季の期間、スキーやスノーボード、そういったものを楽しんでもらったり、ぜひそういう形でより一層来ていただけるようにつなげていただきたいなと思っております。

また、建設でございますけれども、先ほど県土整備部長からも答弁いただきました、非常に様々な取組がなされているなということが改めて分かりました。二〇二四年問題ですとか、様々ありますけれども、より一層頑張っていたら、やっぱり青森県で建設業といえば、本当に生活に密接していて、関わっている方々もたくさんいらっしゃるわけですから、頑張つてほしいなと思っております。

あとは県警察でございますけれども、特殊詐欺について、新聞報道では、銀行のＡＴＭで振り込もうとしている方がいて、それを止めた銀行員がいるという記事があったんですが、それが私の地元の銀行の支店だったということもありまして、よく気づいてくれたなと思っておりますが、そういった方々をしっかり表彰していただいたりとか、また、新聞報道、テレビでも特殊詐欺というのが本当に連日のように聞かれておりますから、ますます対応を強化していかなくてはいけないのではないかなと思っております。警察本部長の話からいろんな対策で強化をしているというのはお伺いしましたが、そこをよりどういうふうにすれば、こういう詐欺が全般少なくなっていくのか、そういったところをぜひ国のほうにも要望等をお願いしたい、全国的な問題であるでしょうから、より強力的に働きかけてほしいなと思っております。

先ほど地元の老人会の話もしましたが、三分の一ぐらいのお年寄りの方が、うちにもそういう電話が来たよということもありましたので、これは各地でそういう電話とかが行っているんじゃないかなと。お年寄りの方もどう対処していいか分からないというところもあるかと思ひますので、ぜひ先ほど警察本部長がおっしゃったように、より一層働きかけていただければありがたいなと思っております。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。先ほど国スポの総合開・閉会式における駐車場対策について答弁をいただいたところでございますが、駐車場対策のほか、会場周辺の交通量の抑制も検討しており、大会運営にしっかり取り組まれているということが分かりました。安心いたしました。また、交通抑制の一環として、国スポ総合開・閉会式に参加される方々におきましては、式典会場のマエダアリーナまでの来場の際に鉄道を利用する場合も考えられ、最寄り駅等からの輸送についての検討も重要と考えております。

そこで、再質問を一点させていただきますと思いますが、鉄道を利用して国スポ総合開・閉会式に参加する方々に対しての最寄り駅等から式典会場までの輸送について、県の検討状況をお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） 鉄道を利用して参加する方々につきましては、例えば最寄り駅等としてＪＲ東日本青森駅ですとか、青い森鉄道野内駅などが想定されますが、今後、利用時間帯の運行本数、参加者の状況及び各駅からの乗降者数等の諸条件を踏まえまして、駅から式典会場までのシャトルバス輸送などの活用方策につきまして、関係者と検討していくこととしております。

○議長（丸井 裕） 花田議員。

○二十七番（花田栄介） ありがとうございます。もう来年に国スポ・障スポが迫っておりますので、冬季大会もありますけれども、しっかりとこういったところを対処していただければなと思っております。青森

県をより一層元気にしていくために、知事はじめ、各部長は、今、一生懸命頑張っていると思います。ぜひとも先ほど質問させていただいた件をよろしくお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時二十分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

五番小笠原大佑議員の登壇を許可いたします。——小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 新政未来の小笠原です。

毎年六月に一般質問しているような気がします。本日に早いもので二年がたつて、川村議員、花田議員からもありましたけれども、知事は二〇二三年の六月二十九日に就任されて——ちなみに、六月二十九日は私の誕生日でございます。三十三歳で出馬しましたが、今月で三十六歳となります。よろしくお願いいたします。

ちよつと質問項目が多いので、早速質問していきます。

まず、再生可能エネルギーの導入拡大に関しての質問をします。

七月より自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例が青森県でも施行されていきますが、知事は、再生可能エネルギーに関して、自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指していくということをおっしゃっています。そうした中で、本当にその目標に向けて割合というのをどんどん増やしていく必要があると思うんですけれども、その割合は今現在どうなっているのか。

この点から、今、県内の電力需要に対する再生可能エネルギーの発電実績の割合と今後の導入の見通しについて伺いたいと思います。

本県では、これまで、主に太陽光発電や風力発電を中心に再エネ導入が進められてきましたが、いろいろと課題があるわけです。課題がある中でいろいろ条例も定められているわけですけれども、太陽光発電であったり設置面積が大きく必要である。そして、青森は雪が降るので、積雪時の発電量の低下とか、そうした問題もある。環境の問題もあります。風力発電も同様に、騒音や景観への懸念から地域との調整が必要となる。立地可能な場所にも制約があるわけですが、こうした課題を解決してくれそうなもの、次世代型の再エネ技術の導入が鍵となるのではないかと私は思っています。

近年では、同じ太陽光電池でもペロブスカイト太陽電池は、黒いシートを貼るんですけど、軽量で柔軟性があるって、建物の壁面や窓にも設置ができることから、豪雪地域でも通年で安定した発電が期待されています。

また、次世代型の地熱発電は、既存の温泉地への影響を抑えつつ、二十四時間安定供給が可能な点で有望であります。いろいろ開発するのにコストはかかりますが、本県には豊富な地熱資源があると思っていますし、ポテンシャルなどもあるとは思っています。

こうした観点から、カーボンニュートラルの達成に向けて、さらなる再生可能エネルギーの導入を図る必要があると考えますが、県の見解を伺います。

そして、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、単に発電量を増やすことだけではなくて、地域経済であったり、地域の課題を解決していくことが重要だと思っています。近年では、発電した電力の多くが域外に送られるだけで、地域に利益が十分還元されていないのではないかとといった課題も指摘されるわけです。

そして、今後の再エネ拡大に当たっては、発電設備の設置だけでなく、地元企業の参入の促進であったり、人材育成、部品製造、メンテナンスなどの産業の創出にまでつなげていく視点が不可欠だと思います。

本県には、ものづくり産業の基盤、自然エネルギー資源、地域に根差した事業者のネットワークがあります。こうした地域の強みを生かし、再エネを新たな地場産業として育成していくことであつたり、また、再生可能エネルギーを導入していくことで地域の課題を解決していく、それが地域振興になっていくと思っています。いろんな可能性が本当に無限大だと思うのが再生可能エネルギーだと私は思っています。

そこで、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、地域資源を活用した地域振興の視点が重要であると考えますが、県の取組について伺います。

次に、水道事業の広域化について質問いたします。

人口減少と施設の老朽化が進行する中で、水道事業の持続可能性をどう確保するかは県民の生活に直結する重要な課題です。

こうした状況を受けて、県では、令和五年三月に青森県水道広域化推進プランを策定し、県内を地区に分けて広域化の協議を進めてきました。しかしながら、各地区の関係自治体との間で合意形成に至らなかった事実が明らかとなっています。こうした背景には、コスト負担の公平性であつたり、設備の更新の時期をどうするか、水源管理の権限であつたり、職員体制の変化であつたり、様々な問題があると思います。

水道広域化に当たっては、施設更新の平準化や技術職員の安定確保、経営基盤の強化といったメリットもあるでしょうが、中山間地、小規模自治体においては、広域化によって自前の水道が失われるのではないかと、運営が大規模自治体の中心になってしまふのではないかと、そういった疑問もあるわけです。課題をいろいろと整理しながら、丁寧に議論を進めていく必要があると思います。

では、青森県水道広域化推進プランに基づく広域化の検討状況について、また、水道事業の広域化に向けて、県はどのように取り組んでいくのか、この二点について伺います。

次に、若者の社会参画についての質問に移ります。

本県では、若者世代の県外流出・転出が依然として深刻な課題です。進学や就職を機に若者の多くが県外に出ていき、その多くがなかなか戻ってこないという現実があります。また、令和六年度の青森県の合計特殊出生率は一・一四と過去最低の水準となり、将来的な地域の縮小、消滅のリスクというのが現実味を帯びているわけです。

こうした県外流出・転出、人口減少の要因には、経済的な要因というのはもちろんあるんですが、気持ちの問題、若者のマインドの問題がやっぱり大きいのではないかなと私は思うんですね。青森に住み続けても、なかなか将来に希望が持てないであつたりとか、若者の声が、私たちの声がなかなか届かないといった諦め、無力感が根底にあるのではないかと思います。

若い人と関わっていく中で、高齢者や子供には支援制度があるのに、自分たちは何の対象にもなっていないといった声を聞くんですね。実際に、社会保障費の配分や制度の多くが高齢者や児童生徒に向けられていて、若い世代、十八歳以降三十代前半くらいまでの子供でもない、高齢者でもない現役の若者世代というのが公的支援の谷間に取り残されているのではないかと。また、不登校経験やひきこもり、経済的困窮、家庭内問題など、多様な困難が複雑に絡んでいるケースも多くて、支援につながるには時間と関係性の構築、若い人の支援には本当にいろいろ構築していかないといけないと思っています。そういった背景を踏まえて、二つの観点から質問したいと思います。

まず、若者の声をどう聞いていくのか、若者の声を聞く機会をいかにつくるのかということです。

若者の声を政策に反映させることは、単に施策の多様化を図るという目的にとどまりません。若者にとって自分たちの声が社会に届いたと感ぜられることは、社会への信頼を築き、地元に残ることや戻ってくることにの動機づけにもなると思っています。コミュニティーの問題であつたり、ここにいられるんだ、ここに行けば自分の声が届くんだ、そうい

った感覚がやっぱり必要ではないかなと思っています。

そこで、若者のニーズや提案を政策形成に生かすために若者の声を聞くことが重要と考えられますが、県の考えを伺います。

そして、多様な若者への支援について。

青森県にも若くてもなかなか職が得られていない方もたくさんいらっしゃると思いますし、不登校であったり、ひきこもりの方、精神疾患を抱えている方、経済的に困窮している方、家庭内の問題を抱えている方、本当にいろんな問題を抱えている方がいらっしゃいます。こうした若者たちは、一つの問題ではなくて、複数の問題が絡み合っていたりします。支援につながるまでに時間を要することがあるわけです。

こうしたいろんな問題、困難な問題を抱えている若者への支援について、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

また、若者の支援においては、困難を抱える若者だけではなくて、特に大きな問題を抱えていない人たちというのも、本当にいろんな若者がいらっしゃるわけです。仲間と交流したり、自己実現や社会参画の場を求めているアクティブな若者ももちろんいらっしゃいます。困難な事情を抱えている若者、アクティブな若者、こうした幅広いニーズを持つ多様な若者に対して、教育、福祉、医療、地域団体、企業など、いろんな関係機関が連携して、包括的で切れ目のない支援、支え合いの環境を整備することが重要だと思います。多様な若者の声を幅広く、どう受け止めていくのか。

ここで、質問として、若者を支援する機関相互の連携を深めていくことが重要と考えますが、県の考えを伺います。

次に、多様な学びの場の確保についてです。

先月、青森市が令和七年度の開校を目指して、公立夜間中学校の設置を表明しました。学びの多様性を広げ、学校に通えなかった方々の学び直しの場を確保する重要な動きと評価したいと思います。特に青森市は、今、青森市外からもそういった生徒を受け入れる意向を示していま

す。全県規模での学びの受皿としての役割を期待されていることには注目に値します。

ただ、一方で、設置主体が市であるために、県全体の教育施策としての整合性や支援体制をどう構築していくのかは大きな課題だと思っています。これまで、県と市の間で夜間中学の設置に関する役割分担であったり、設置主体の決定がなかなか進まなかった中で、青森市が設置の方向で動き出したという経緯もあります。このため、今後、県教育委員会と青森市教育委員会が密接に連携しながら、学びの場としての夜間中学の機能を全県的に支えるための体制づくりが不可欠と考えます。

そこで、青森市が公立夜間中学の設置を表明したことについて、県教育委員会の受け止めと今後の対応について伺います。

そして、近年、学校に通うことが難しい児童生徒の数は増加傾向にあるわけです。例えば家庭の事情であったり、心身の不調、対人関係の悩みであったり、本当にいろいろな理由で学校に通えなくなる子供がいる。こうした子供たちが学び続けるために、学校以外の多様な学びの場というのものもあるわけです。フリースクールであったり、ボランティアの活動などもあるわけですが、多様な選択肢が今でもあったりはするんですが、その数や質というのが地域によって差があって、まだまだ十分ではないのではないかと思います。

こうした状況を踏まえて、県教育委員会としては、児童生徒の学びの権利を保障するために、学校現場だけではなくて、多様な学びの場の整備や支援に県として主体的に取り組んでいくべきではないかと思えます。

不登校児童生徒の多様な学びの場の確保について、県教育委員会としてどのように捉えているのか伺います。

次に、性の多様な在り方への理解促進についてです。

来週の二十八日の土曜日、青森県において、レインボーパレードが開催されます。今までは青森市で行われていましたが、今回は八戸市で初

開催されます。ちなみに、私がつけているこのレインボーのこぎん刺しも、昨年のレインボーパレードで手に入れたものです。レインボーパレードは、LGBTQ+などの性的マイノリティーの方々が、誰もがありのままに自分らしく生きられる社会を目指して、町を歩き、可視化し、理解を求める場です。

レインボーの色には、赤は命、オレンジは癒やし、黄色は太陽、緑は自然、青は調和、紫は精神を意味するなど、多様性と調和を象徴する意味が込められています。このレインボーパレードは、単なるカラフルな行進ではなく、いまだ社会の中でいないことにされがちな人々が、ここにいるんだ、ここで生きているんだと手を挙げる、そんな静かで力強い意思表示だと思います。そして、今、こうしたパレードが青森県でも開かれるようになったということが変化の兆しであり、私たちが耳を傾けるべき声がこの青森県にもあるということを示していると思います。

性の多様性をめぐる課題は、決して特別な誰かのものではなく、地域で共に生きる一人一人の尊厳に関わる問題です。そして、性的マイノリティーの方が互いを人生のパートナーとして共に生きていくというパートナーシップ制度、本県でもパートナーシップ宣誓制度が創設されて三年余り経過しましたが、現在の青森県パートナーシップ宣誓制度の実施状況について、また、性の多様な在り方に関する理解の促進に向けた県の取組についても伺いたいと思います。

そして、性の多様な在り方への理解促進を社会全体で進めていくためには、行政だけではなく、地域の企業や職場の取組も不可欠だと思っています。社内でのハラスメントの防止であったり、性別を限定しない服装規定、同性パートナーを対象にした福利厚生の見直しなど、企業の姿勢が当事者の働きやすさや暮らしやすさに直結すると思います。こうした企業の取組を見える化し、県として積極的に後押しすることは、当事者が安心して働ける環境を広げるだけでなく、地域全体のダイバーシティ推進、そして企業の魅力向上にもつながると思っています。

埼玉県でもアライチャレンジ企業登録制度というのを設けていたりして、性の多様性に配慮した取組を行う企業を登録、公表しています。青森県においても、こうした先行事例を参考にしながら、企業や事務所が性の多様性に配慮した取組を行っていることを認定、公表する制度を導入してはいかがでしょうか。

そこで、性の多様性に配慮した取組を行う県内企業の登録制度の導入について、県の考え方を伺います。

次は、本県における外国人患者への医療提供についてです。

全国的にインバウンドが増えています。先ほどの花田議員の答弁にもありましたけれども、宿泊者数も過去最高ということで、でも、今注目すべきはインバウンドの問題、観光だけの問題ではありません。県内で働き、暮らし、地域の一員として生活する外国人住民、いわゆる在留外国人の存在です。

今、青森県の在留外国人の数は、令和六年末時点で八千四十五人とされています。恐らく今後も増えていくことだと思います。彼らは一時的な労働力や観光資源ではありません。同じ社会に共に生きる存在です。その前提として、在留外国人の方々も、誰もが安心して医療を受けられる体制の整備が必要ではないかと思っています。

ただ、その整備に当たって、言語の壁などの対応がどうなっているのか。厚労省のホームページでも、外国人対応できる医療機関を公表していますが、そのウェブページでは青森県はまだ少ないですね。五つくらいしか公表されていなくて、ほかの同じく在留外国人が青森県より少ないところでも対応できる機関がもっと多く登録されていたりするわけです。共に生きる外国人の方々が医療にきちんとアクセスができるようにしないといけない。しっかりと支援体制を整えなければいけません。

では、質問です。

外国人患者に関する県内医療機関の対応状況及び県の取組内容につ

いて伺います。

次に、動物取扱業に対する動物愛護管理対策についてです。

皆さんはペットの移動販売というのを御存じでしょうか。トラックに犬、猫たちをたくさん乗せて、広いイベント会場でまとめて並べて販売します。会場には百頭とか、たくさん犬、猫たちがいらっしやいます。いろんな種類の犬、猫たちが集まって、イベントへの来場者もたくさんいるわけです。

しかし、一方で、こうしたペットの移動販売の在り方には多くの問題点が指摘されています。例えば関東圏の動物取扱業者がトラックに犬、猫などを乗せて、青森に長距離、長時間をかけて移動してくる。青森だと片道で十時間近くかかるわけです。人間でもすごく負担がかかります。物すごく動物に負担がかかっている。先月末も青森市内の産業会館で開催されていましたし、あの豪雪の一月にもテレビで同様の開催告知のCMが流れていました。

もちろん、動物取扱業者は、国の基準にのっとった上で移動販売を行ってはいます。ただ、それが本当にいいのか、動物にとってよいことなのか、本当に根本から問い直す必要があると思います。そうした点でも私は問題提起をしたいと思います。

そして、なぜ移動販売が行われるかというと、時間やコストをかけて青森に来て、それだけ来場者がいて、ペットが購入されて利益になるから業者も来るわけです。

動物たちにとって、移動販売は身体的にも精神的にも大きな負担となり、健康状態に深刻な影響を及ぼすことも少なくありません。さらに、販売会場となるイベント会場は、人混みであったり、騒音であったり、動物にとって過酷な環境であることも多いと聞きます。体調を崩す原因にもなります。また、移動販売では、短期間の販売と引渡しが主であるため、購入者に対する丁寧な説明やアフターフォローが不十分となります。買ったばかりの動物が体調を崩してしまった、どこに相談すれ

ばいいんだろうといったトラブルや相談も各地で報告されています。

こうした状況を踏まえて、中央環境審議会動物愛護部会においても、動物の移動販売に関する課題について指摘されています。今後の議論や規制の在り方が問われています。動物は物ではなくて、命ある存在です。その命がどう扱われ、どう売買されているのか、私たち一人一人が関心を持って考えていくことが大切だと考えます。

では、質問いたします。

動物取扱業者が臨時の施設でペットを販売するための基準及び本県における直近三年間の施設の登録件数について。

また、臨時の施設でのペットの販売の状況や購入に関して、直近三年間で県に寄せられた相談の内容と県の対応について伺います。

次の質問は、公立小・中学校などの教員の確保に向けた取組についてです。

現在、県内の学校現場では、深刻な教員不足が現実のものとなっています。新しい年度が始まって子供たちが新しい学年で学びをスタートさせているこの時期に、担任として配置されていなくて、担任として配置されるべき教員がそもそも足りていない状況もあるわけです。本来であれば、教員の数そのものを全国的に増やして教職の魅力を高めるなどして、持続的かつ根本的な改善を図っていく必要があります。そのためには、国がもっと責任を持って制度的な対応を講じていく必要がありますが、しかし、国の対応を待っているだけでは目の前の子供たちの学びの機会を保障することはできません。

日々の教育に直接影響する切実な問題、それが教員不足です。ただ、当面の対応としては、臨時講師を確保して、その臨時講師の方々を未配置のところに少しでも配置して、解消していくことが必要だと思えます。

その観点から、まず、公立小・中学校、義務教育学校における教員の未配置を解消するために、臨時講師を確保すべきと考えますが、県教育

委員会ではどのような取組を行っているのか伺います。

そして、次は、教職員の負担軽減に向けた取組についてです。

先ほどの質問でも触れたように、今、学校現場では深刻な教員不足が続いていて、教員の負担というのは本当に増えている状況ですが、この教員の業務負担というのを軽減していかないといけない。これは、教員の数だけではなくて、その業務をほかにどのような手段で軽減していくのか。教員のこういった過重労働は、教育の質の低下を招くだけではなくて、教職を目指す若者が減少する大きな要因にもなっています。これ以上、教職を、やりがいはあるが、続かない仕事にしてしまつては教育現場はもえません。

負担軽減には主に二つの側面からのアプローチがあると思います。一つは、人的支援の充実です。

書類の整理や教材の準備、事務手続など、子供たちと直接関係のない業務をスクールサポートスタッフが担うことによつて、教員が本来の教育活動に集中できる環境を整えることができます。スクールサポートスタッフの配置は、限られた教職員体制の中でも教育の質を保つ上で非常に重要です。

では、公立学校におけるスクールサポートスタッフの配置について、令和七年度当初のスクールサポートスタッフの配置状況と、スクールサポートスタッフを確保するために、県教育委員会ではどのように取り組むのか伺います。

そして、こうした人的な支援と併せて、教職員の負担軽減のために不可欠なのがデジタル技術の活用による校務の負担軽減です。

これまで、学校では、出席簿の管理であったり、採点、成績処理など、膨大な事務作業が教員にのしかかってきました。授業の準備時間も減る、生徒と向き合う時間も奪われる、ひいては教育の質そのものにも影響してくる。そうした中で、近年は校務のデジタル化が進むことで、事務作業の自動化、業務の効率化が実現されつつあり、教員からも負担が

減った、業務が楽になったとの声が聞かれます。

まず、県立学校におけるデジタル技術を活用した校務の負担軽減のための県教育委員会の取組は今どうなっているのか確認したいと思います。

ただ、この校務支援システムなんですが、知人の教員から伺った話なんですけれども、青森市から弘前市の学校に異動になったら校務支援システムが変わってしまったて、大変戸惑ってしまったと。これは、東青であったり、西北、三八など、各地域ごとに異なる校務支援システムを導入していたので、教員が地域をまたいで異動した際に使用するシステムが変わってしまった。それで新しく覚えなさいといけない。その結果、せっかく慣れたシステムが使えなくなってしまうて、操作方法をまた新たに覚えなさいといけない、慣れないといけない。そうした負担がかかってしまっていたわけです。今、県教育委員会では、様々な声を受けて、これを統一するという方向に向かっているという話を聞きます。

校務支援システムが各地域で違う状況から、県域で統一させることで異動時の混乱を避けることができるほか、学校間、自治体間での情報共有やサポート体制の一元化も可能になり、より効果的な運用、負担軽減となると思っています。

そこで、市町村立小・中学校及び義務教育学校における統合型校務支援システムの県域での統一に向けた取組について伺います。

次は、県立高等学校における校則についての質問です。

ブラック校則という言葉が生まれて久しくなりましたが、過度に厳しいとか、合理性に欠ける校則が生徒の人権や自己決定権を侵害しているのではないかという声があるわけです。ツーブロック禁止、下着の色指定、地毛が茶色でも黒に染めさせる、そういった内容の校則はさすがに少なくなつたかなと思いますが、私が現在公開されている県内高校の校則を見たんですけれども、ヘアゴムの色は黒、紺、茶色、トランプの持ち込み禁止——これはなぜでしょうか。男女の交際は、相互の人格を尊

重し、明朗健全でなければいけない——明朗健全とは何でしょうか。これは校則に入れる必要があるのか。また、高校生らしい清楚な着装で、高校生らしい髪型——何々らしいというのは誰かが決めることではないのではないのでしょうか。

文科省でも、校則の見直しに当たっては、生徒や保護者の意見を聞き、必要に応じて定期的に見直すことや、その内容や趣旨を丁寧に説明することを求めています。青森県内でも生徒自身が校則の見直しを求めて学校と対話して、より現実に対応した内容に変更された事例があるとは伺っています。ただ、一方で、いまだに校則が学校外、外部から確認できない状況にある高校も存在しているわけです。

校則は、学校に通う生徒やその保護者にとって重要な生活上のルールであり、公開されていないことで外部からのチェックや意見表明の機会を失ってしまうという問題もあります。

では、ここで質問です。

一点目、県立高等学校における校則の公開状況と、公開を促すための県教育委員会の対応について。

二点目として、県立高等学校における合理性に欠ける校則に関し、県教育委員会の把握状況と、それに対する見解を伺います。

そして、さらに重要な視点は、校則の改正に係る手続が不透明であることです。

実際には、生徒が校則の見直しを求めている、どのような手順で変更がなされるのか、あるいは誰が決定権を持っているのが明確でない学校が多く存在します。おかしいなと思っても、そもそもそれをどう変えていいのか分からない。こうした不透明さは生徒の参画意欲をそぎ、学校と生徒との信頼関係の構築にも支障を来しかねません。改正手続を明文化することによって、生徒や保護者が自らの意見を表明する機会を得るだけでなく、学校側にとっても変更プロセスが整理されて、対話のルールが明確になると思います。また、手続が明文化されることで、学校が

一方的にルールを決めるのではなくて、民主的な意思決定のプロセスを生徒が経験する、身近なところから自分たちで声を上げてルールを変えていく、非常に大切なことだと思っています。

では、三点目として、各校が校則改正の手続について明文化するべきと考えますが、県教育委員会の見解を伺います。

では、最後の質問です。公益財団法人青森県育英奨学会が運営する青森県学生寮についてです。

東京都小平市にある青森県の学生寮に関して、私は何度も取り上げていますが、家賃、食費などの生活費が年間六十万円ほどと破格で住める。東京に住めば、普通ならこの倍以上はかかります。経済的負担が全然違うわけです。何とか有効に活用されてほしいという願いがあります。

現在、県のホームページでも、今、議場でタブレットをお持ちの方は、この学生寮に関してちょっと検索していただければと思いますけれども、まだ定員を満たしていないので、年度途中の入寮者希望を受け付けていますとあります。百名の定員ですが、最近は半分どころか、四十名すら切っている状況で、運営費の赤字分は基金から補填、その基金の残りも、このままではあと数年で尽きてしまう。入寮者の確保をどうしていくのか。

まず、今年度の入寮者を含めた直近三年間の入寮者の推移について確認します。

また、入寮者を確保するために、ともかく存在を知ってもらわないといけないわけです。広報誌であったり、インスタなどのSNSなどでも確かに発信はしていらっしゃる。しかし、誰によりアプローチすればいいのかというと、生徒以上にその保護者の方々であって、保護者により直接的なアプローチが必要なのではないか。

例えば熊本県の学生寮では、入寮を希望する保護者の方へ説明会を開催しています。このように、保護者の説明会の場を設けたり、また、進路指導を通じたり、手段はいろいろ考えられますが、入寮者の確保に向

けて、保護者に対する一層の周知が必要ではないか、県教育委員会の見解を伺います。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 小笠原議員にお答えいたします。

私からは、まず、再生可能エネルギーの導入拡大における地域資源を活用した地域振興の取組についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、地域が主体となって地域資源を活用することで、新たな産業や雇用の創出、エネルギーコストの削減などのメリットが還元されるなど、地域が抱える課題の解決につながる仕組みづくりが重要と考えております。

例えば、脱炭素先行地域に選定された佐井村では、海洋漂着プラスチックごみを燃料として加工し、漁協の水産加工場のボイラーで利用する取組が進められております。

県では、このように地域が主体的に挑戦する取組について、国による各種支援制度を活用するための助言や情報提供を行うなど、社会実装に向けた伴走支援をしっかりと行ってまいります。

続きまして、水道事業の広域化に向けた取組についてお答えいたします。

水道事業は、地域住民の生活を支える重要なライフラインであります。経営の一体化や事業統合といった広域化の実現に向けては、各市町村等の料金水準や経営規模、施設の管理状況など、中長期的な視点でその格差の解消に取り組む必要があります。

広域化の実現に当たっては、各地区それぞれの課題があるものと認識していますが、コストの抑制はもちろんのこと、災害発生時における対応の強化にも資する取組となることから、県としては、各市町村等の協議に基づく判断を最大限尊重しつつ、県民の安全・安心を支える水道事業の広域化が推進されるよう助言してまいります。

続きまして、政策形成に生かすため、若者の声を聞くことに対する考えについてお答えいたします。

若者が、未来を自由に描き、実現できる社会を実現するためには、当事者である若者の意見にしっかりと耳を傾け、対話を通じて進むべき方向性を見いだしていくことが重要と考えております。

そこで、県民対話集会「＃あおばな」では、小、中、高校生や大学生、若手社会人と青森県の未来について対話を重ねてきたほか、これ以外にも様々な機会を通じて若者と対話し、政策のヒントを得てきたところであります。

今後、若者の声をしっかりと受け止め、若者のニーズや提案を政策形成に生かしてまいります。

次に、若者を支援する機関相互の連携に対する県の考えについてお答えいたします。

私は、一人でも多くの若者が青森県で人生を送ることに多様な可能性を見いだし、自分の夢が青森県でかなえられる環境づくりに向け、行政、教育、企業、産業、NPO、ボランティア、地域活動、相談対応といった若者を支援する各種機関が、引き続きしっかりと連携しながら、様々な取組を進めていくことが重要であると考えております。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 青森県水道広域化推進プランに基づく広域化の検討状況についてお答えします。

本県の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少に加え、施設の老朽化に伴う更新費用の増大などにより厳しさを増しておりますことから、県では、国からの要請などに基づき、令和五年三月に青森県水道広域化推進プランを策定したところであります。

同プランでは、県内の市町村等を六地区に分け、市町村の区域を越えた広域的な連携等による経営基盤の強化に向けた検討を進めてまいり

ましたが、令和六年度末時点では、経営部門を集約化します経営の一体化、料金も含め、事業そのものを統合いたします事業統合に着手することは困難であり、当面は見送るという結論になっております。

一方で、いずれの地区も、これまでの検討を踏まえまして、令和七年度以降も事務の広域的处理や施設の共同設置・共同利用など、段階的な連携を端緒としながら、引き続き検討や取組を進めていくという方向性を示しておりまして、将来的な広域化の必要性は各市町村等で共有されているものと認識しております。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問四点についてお答えいたします。

まず、若者の社会参画のうち、困難を抱える若者への支援の取組についてです。

若者のうち、特にニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、その要因や課題が複雑化かつ複合化しております。

このため、県では、津軽、県南、下北の三地域に、教育、保健、福祉、雇用、非行防止などの各分野の関係機関で構成する地域ネットワーク会議を設置し、各地域においてそれぞれが連携し、切れ目のない総合的かつ継続的な支援を行う体制づくりに取り組んでおります。

また、困難を抱える子供、若者やその家族が必要とする支援を必要とするに得られるよう、県内三地域で各地域ネットワーク会議構成機関による合同相談会を開催するとともに、SNS広告配信による相談機関の周知を行っております。

次に、性の多様な在り方への理解促進のうち、青森県パートナーシップ宣誓制度の実施状況についてです。

令和四年二月の制度創設から、これまでに十六組が宣誓を行っており、うち三組は利便性向上のために導入したオンラインでの本人確認により、来庁せずに手続を行いました。

また、県では、宣誓書受領証の提示により利用できるサービスの拡充に向けて、市町村や医療機関、民間事業者などに働きかけを行ってきました。

その結果、利用できる行政サービスは、昨年四月からこれまでに、一つとして、パートナーの治療や検査行為の同意等の際に利用できる医療機関が二十二か所から三十か所に増加、県営住宅のほか、公営住宅への入居申込みの際に利用できる市町村が八か所から十二か所に増加、また、住民票や税証明の交付等の際に利用できる市町村が七か所から十三か所に増加などとなっております。

民間サービスは、保険商品を取り扱う生命・損害保険会社が十七社、賃貸住宅への入居をあつせんする不動産会社が四社などとなっております。

次に、性の多様な在り方に関する理解の促進に向けた県の取組についてです。

県では、第五次あおり男女共同参画プランに基づき、性的マイノリティであることを理由とする困難の解消に向けて、性の多様な在り方に対する理解の促進に取り組んでおります。

具体的には、性の多様性に関する当事者団体の協力を得てパンフレットを作成し、県内企業や県内の各大学、短期大学、専門学校等に配布しているほか、企業や県及び市町村職員等を対象とした研修会の開催などに取り組んでおります。

また、青森県パートナーシップ宣誓制度について、パートナーシップの関係にあるカップルに加えて、生計を一にする未成年の子を家族として届け出ることができる内容に改正するなど、当事者団体等の声やニーズに応えるとともに、性の多様な在り方や、それに伴う多様な家族の在り方について、理解の促進を図っております。

最後に、性の多様性に配慮した取組を行う県内企業の登録制度の導入についての県の考え方です。

性の多様性に配慮した取組を行う企業の登録制度については、制度の呼称や登録要件などが自治体によって異なりますが、東京都や埼玉県などに導入事例がございます。

県としては、国の動向や他の自治体の実施状況を踏まえつつ、県内企業や当事者団体等のニーズを参考にしながら、対応について検討していきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 再生可能エネルギーの導入拡大について二点お答えいたします。

まず、県内の電力需要に対する再生可能エネルギーの発電実績と見通しについてお答えいたします。

資源エネルギー庁の令和四年度電力調査統計にある県内における電力需要に対する再生可能エネルギーの発電実績は、約四二・六％となっております。

また、未稼働分のFIT認定済みの再生可能エネルギーなどを単純に加えました県内の再生可能エネルギーの年間発電量は、先ほど申し上げた令和四年度の県内の電力需要を上回ります。

続きまして、さらなる再生可能エネルギーの導入についてのお答えでございます。

再生可能エネルギーの円滑な導入を図るため、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例を本年三月に制定し、七月には運用が開始されることから、この適切な運用を図ってまいります。

次世代型太陽光電池や次世代型地熱につきましては、これからの進展に注視しながら考えていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問三点についてお答えいたします。

まず、外国人患者に関する県内医療機関の対応状況及び県の取組内容

についてお答えいたします。

医療機関では、外国人患者の受入れに当たり、医療通訳者の配置、電話通訳及びスマートフォンを介した翻訳サービスなどの活用等を行っており、全国の医療機関情報を検索できる国の医療情報ネット「ナビイ」によると、令和七年六月現在で県内の病院、診療所の二百三十七施設が外国語に対応しています。

県では、外国人患者の円滑な受入れに向けて、対応可能な医療機関などをホームページで公開しています。また、県内医療機関に対し、外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアルの周知を図るとともに、外国人患者の対応状況について、医療情報ネット等による情報提供を促しています。

次に、動物取扱業者が臨時の施設でペットを販売するための基準及び本県における直近三年間の施設の登録件数についてお答えいたします。

臨時の施設で犬や猫などのペットを販売するためには、営業者は、一般の動物取扱施設と同様に、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業の登録を受けなければなりません。

同法では、第一種動物取扱業については、職員の配置や飼養施設の規模及び構造等に関する基準並びに事業者が遵守しなければならない動物の管理の方法等に関する基準を定めています。県では、登録に当たっては、現地調査により、これらの基準に適合していることを確認しており、臨時の施設においては、特に入念に動物の健康状態を観察しています。

なお、直近三年間のペットの販売に係る臨時の施設の登録件数は、令和四年度二事業者五件、令和五年度二事業者七件、令和六年度二事業者五件となっています。

最後に、臨時の施設でのペットの販売の状況や購入に関して、直近三年間で県に寄せられた相談の内容と県の対応についてお答えいたします。

直近三年間で県に寄せられた臨時の施設でのペット販売の状況や購入に関する相談件数は、令和四年度、令和五年度及び令和六年度の毎年度一件ずつで、いずれも購入したペットの体調不良に関するものでした。

県では、このような相談を受けた際には、必要に応じて事業者に対する調査を行い、ペットの適正な取扱いについて指導しています。加えて、当該事業者による次回の販売施設の登録申請に係る立入調査時には、特に入念な健康観察を行うなど、販売されるペットの健康確保に努めています。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問十二点にお答えいたします。

まず、青森市が夜間中学の設置を表明したことに対する受け止めと今後の対応についてです。

昨年度、県教育委員会が設置した公立夜間中学設置検討委員会において、夜間中学について、令和九年四月の開校を目指すことが望ましいとされたところです。

このような中、青森市における夜間中学の設置は、本県初となるだけでなく、他市町村からの生徒の受入れについても検討するとの意向であり、本県における様々な背景を持つ生徒の就学機会の充実に寄与する取組になるものと受け止めています。

今後は、設置主体となる青森市において、具体の事項について検討することとなりますが、県教育委員会では、その検討状況を踏まえて、青森市以外の市町村の通学対象者等に関する調査を行うなど、夜間中学の設置に向けて、青森市教育委員会と協議を進めていきます。

また、六月二日に青森市から県に対して、新設準備に係る経費への財政支援を求める要望書が提出されたところであり、他市町村からの生徒の受入れなど、夜間中学の設置に係る青森市の取組を確認しながら、対応について検討していきます。

次に、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保についてお答えします。

県教育委員会では、児童生徒が不登校になった場合でも学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援や相談支援として、校内教育支援センターや市町村が設置する教育支援センターでの支援のほか、そうした支援につながない児童生徒に対しては、ICTの活用や支援員等による訪問支援が必要だと考えています。

また、児童生徒が社会とつながりを保ち続け、将来を見据えた社会的自立ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校、教育委員会、関係機関等が連携して支援することが大切だと考えています。

次に、公立小・中学校及び義務教育学校における教員の未配置を解消するための取組についてお答えします。

県教育委員会では、教員採用候補者選考試験受験者へ臨時講師等の募集案内を送付することに加え、通年にわたり、ハローワークを通じての募集や退職教員等に対する働きかけを行っています。

また、新規学卒者の他県への流出を防ぐため、教員採用候補者選考試験において採用に至らなかった方に対し、試験の結果を通知した後、可能な限り早い時期から臨時講師としての勤務依頼を行っています。

さらに、教員免許を持ちながら長らく教職を離れている方や教職未経験者等への働きかけとしての各教育事務所における説明会の開催、小学校教諭免許状所持者の増加に向けた認定講習の開催、小学校教員の魅力発信するためのPR動画やリーフレットの作成と、SNS等を活用した情報発信等により、臨時講師を含めた教員の確保に取り組んでいます。

次に、スクールサポートスタッフの配置状況についてお答えします。
県教育委員会では、教員の業務支援を図り、教員がより児童生徒への

指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、外部人材を活用したスクールサポートスタッフ配置事業を実施しています。

令和七年五月一日現在の配置状況は、小・中学校及び義務教育学校が三百八十六校中三百四校、高等学校が四十六校中二十九校、特別支援学校が二十校中十九校となっています。

次に、スクールサポートスタッフを確保するための取組についてです。

県教育委員会では、県内の全ての公立学校でスクールサポートスタッフを活用できるよう、ハローワークを通じた幅広い募集、学校や市町村教育委員会と連携したPTAや地域ボランティア、卒業生の保護者等、学校運営に関心の高い人材への働きかけなどを進めており、引き続き、これらの取組を通じてスクールサポートスタッフの確保に努めていきます。

次に、県立学校におけるデジタル技術を活用した校務の負担軽減のための取組についてです。

統合型校務支援システムについては、令和四年度から全ての県立学校において運用しており、生徒指導要録、出席簿等の帳票様式が統一され、教職員が学校を異動した際も同じシステムで作業を進めることができるなど、負担軽減につながっています。

また、令和六年度から全ての県立高等学校及び県立中学校にデジタル採点システムを導入し、この活用によって、採点、集計、得点転記作業の効率化が図られ、採点業務が大幅に軽減されています。

さらに、全ての県立学校にクラウド型の連絡ツールを導入したことにより、配布資料や行事案内等のペーパーレスによる情報共有や、保護者からのデジタルツールによる欠席連絡等が推進され、校務の時間的な負担が軽減し、児童生徒と向き合う時間の確保につながっているものと認識しています。

次に、統合型校務支援システムの県域での統一に向けた取組について

です。

市町村立小・中学校及び義務教育学校の統合型校務支援システムについては、各市町村の判断により整備することとなっておりますが、令和五年度に県教育委員会と県内全ての市町村教育委員会とで設置した青森県GIGAスクール推進協議会において、教職員の負担軽減の一助として、統合型校務支援システムの県域での統一に向けた意見交換を行っています。

その結果、令和七年二月にプロポーザルを実施し、青森県GIGAスクール推進協議会として推奨する統合型校務支援システムを決定しました。

今後、各市町村の実情に合わせて決定した統合型校務支援システムを導入していくことになりますが、市町村の導入経費削減や事務負担軽減の観点から、県教育委員会が主導して共同調達の準備を進めているところです。

次に、県立高等学校における校則の公開状況と、公開を促すための対応についてお答えします。

県教育委員会では、令和三年三月に各県立学校に対し、校則の積極的な見直しと公開に向けた検討を進めるよう通知しており、その後も県立学校長会議や生徒指導関係会議等において、繰り返し検討を依頼しています。

なお、校則を学校のホームページに掲載している県立高等学校は、令和七年一月時点で三十校あり、前年度より十三校増加しています。

次に、合理性に欠ける校則に係る把握状況と見解についてお答えします。

県教育委員会では、学校への訪問指導等の機会を捉えて校則の確認を行っており、把握している範囲では、著しく合理性に欠ける校則はないと認識しています。

校則は、人権に配慮しつつ、社会通念上、合理的と認められる範囲に

において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされていますが、県教育委員会としましては、今後にも必要に応じて、各学校に対し、指導や助言を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、校則改正の手續に係る見解についてお答えします。

文部科学省が令和四年に改訂した生徒指導提要では、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手續を踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望ましいとされています。

県教育委員会としても同様に考えており、各学校において校則改正の手續の明文化を含め、生徒指導提要の趣旨を踏まえた適切な対応がなされるよう働きかけてまいります。

次に、青森県育英奨学会が運営する青森県学生寮の直近三年間の入寮者の推移についてお答えします。

学生寮の定員は、男子百名となっており、直近三年間の入寮者数については、令和五年度は三十三名、令和六年度は三十一名、令和七年度は三十六名となっています。

次に、入寮者の確保に向けた周知についてお答えします。

青森県育英奨学会では、これまで高等学校に学生寮のパンフレットを送付するとともに、第三学年の全ての男子生徒に対し、学校を通じて入寮生募集要項を配付しています。また、高等学校長やPTAの会議で周知、教育広報、県広報紙、県ホームページ及び県教育委員会公式インスタグラムへの入寮生募集案内掲載などにより、入寮生の確保に取り組んでいます。

県教育委員会では、生徒及び保護者に対しての周知が重要であると考えていることから、青森県育英奨学会と連携し、他県の事例を含め、周知方法について検討していきます。

○副議長（寺田達也） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） では、再質問していきます。

まず、若者の声を聞く機会についての質問です。

「#あおばな」は、これからもぜひ続けて、多くの県民の声を聞いていただきたいと思います。何度も応募しても抽せんに漏れている団体もあるようですが、もちろんそういった方々も今後対話の機会を設けられるようにして、多様な声を聞いてほしいと思います。

ただ、私が思うのは、未来の青森を担うのはやはり若者たちで、人口流出、若者の定着・還流、まちづくりなどにも様々な思いを持っていると思いますし、アイデアもあるはずです。そうした若者の声をより一層生かす場があればよいのではないかと考えます。

「#あおばな」は、ある意味、行政が主体となるんですけども、若者が主体となつて提言する、例えば青森ユース会議のような場を設置して、若者の意見反映、社会参画を促して、県の若者政策に生かしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

若い人たちにはぜひ主体的にそういう場を設置して、提言いただきたいと思っています。

○副議長（寺田達也） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 分かりました。

では次に、多様な若者への支援についてです。

先ほどの質問では、既存の機関や団体が相互の連携を深めて若者のケア、支援によりつなげていくという話でしたが、こちらもう一步進んで、多様な若者が集って活動する若者の居場所、これもユースセンター——このユースセンターは、青森県以外でも設置されているところがあったりするんですけども、これを例えば本県で設置する検討をしたり、また、設置する支援を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） ユースセンターにつきましては、若者

の日常圏にあるオープンアクセスの施設、また、主に若者の利用を想定していることなどが関係団体から示されており、例えば勤労青少年ホームや児童館、自立支援や就労支援施設、NPO法人などがこのユースセンターに当たるのではないかと認識しております。また、ユースセンターにつきましては、明確な定義は確立されていないものと認識しております。

今年度、こども家庭庁では、子供、若者の居場所づくりに関する取組として、若者世代の居場所づくりに関する検討を進めることとしております。

県としては、まずはこども家庭庁での検討を注視していきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） このユースセンターというのは、本当に定義がいろいろ曖昧な部分がありますけれども、例えば海外だとスウェーデンとかでもユースセンターは結構盛んになっているという話も聞きます。国内でもそうですし、国外の例も含めて、青森県でもぜひ何かいろいろ考えていただければと思います。

次に、本県における外国人患者への医療提供についてですが、ナビイというホームページでは二百三十七機関が対象になっているとはいえず、これは翻訳アプリとか、そういったサービスとかも使いながら外国人も対応できるよということだと認識しています。実際、それがあっても十分に使いこなすことができるのかという問題もあると思いますし、そして、そもそもそういった病院がある、機関があるというのを在留外国人の方々がきちんと把握していくというのにも必要だと思いますので、そういった周知の状況を、まず国際交流グループ、外国人相談窓口などとも連携しながら周知を図っていただきたいと思っています。

そして、厚生労働省の外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストの中で、やっぱり医療通訳者がいる機関が二つとか、三

つくらいだったと思うんですけれども、医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターというのが重要な役割を担うと思うんです。普通の日常会話と違って、医療機関でのやり取りというのは本当に専門的な知識も必要になると思うんです。

外国人患者受入れ体制をより整備していくために、本県でも医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成をより促していく必要があると考えますが、見解を伺います。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県としましては、外国人患者の円滑な受入れに向けて、県内医療機関に対し、国が実施している外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修の周知や、医療通訳の技能に関する資格等の情報提供を行っていきたいと考えています。

○副議長（寺田達也） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今後とも積極的に外国人患者の医療提供を整備していただければと思います。

次に、県立高等学校における校則に関して質問したいと思います。校則の公開状況は、今三十校と把握していらつしやると思いますけれども、校則改正の手続が明文化されているかというのは把握していらつしやるのか。もし把握していないのであれば、こうした校則改正手続の明文化の状況も校則の公開状況と併せて県教育委員会として把握して、そして、より積極的に促していくべきだと思います。きちんと把握することも必要だと思います。見解を伺います。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、学校への訪問指導等の機会を捉えて校則の確認を行っており、校則の改正手続の明文化についても、必要に応じて、各学校に対し助言を行うなど、適切に対応してまいります。

○副議長（寺田達也） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） きちんどの学校が明文化されているのかというのを本当に把握していただきたいと思います。

そして、青森県学生寮について再質問したいと思います。

私が確認したところだと、昭和六十三年（昭和六十二年）度決算特別委員会の議事録に女子学生が入寮できない問題が取り上げられていました。そのときは、施設の構造などから見て難しいが、育英奨学会の理事長にも話して検討させたいといった答弁だったんですね。三十七年前からこうやって言われていて、全く同じ状況ではないのかと思います。

議事録では、建部議員だったり、渡辺議員であったり、今この議場にいる議員だと伊吹議員であったり、菊池議員、阿部議員だったり、党派を超えていろんな議員が今まで指摘しているんですね。でも、ずっと変わっていない。

現在の学生寮に女子学生も入れるようにするとか、新設するとか、アパート、マンションなどを借り上げる、女子学生が入れるような学生寮を設けるとか、学生寮がない代わりに住宅費の支援をする、いろんな手段はあると思います。この不平等な状況への対応策というのはいろいろ考えられると思いますが、女子学生が入寮できない不平等な状況が続いているということを県教育委員会としてはどのように認識しているのか、そして、どのように解消していくつもりなのか質問します。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 学生寮の運営につきましては、公益財団法人青森県育英奨学金（後刻「青森県育英奨学会」に訂正）が決定するものですが、青森県育英奨学金（後刻「青森県育英奨学会」に訂正）を所管する県教育委員会としましては、女子の入寮のみならず、立地、学生のライフスタイルなどの変化及び改修費用等を総合的に考慮し、検討する必要があると考えております。

失礼しました。青森県育英奨学会でございます。訂正させていただきます。

○副議長（寺田達也） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 私の元に届いた一通のメールを紹介したいと思いますので、ちょっと聞いてほしいと思います。ほぼそのまましゃべります。

我が家は、妻と娘三名の至って普通の家庭です。娘たちには成人以降、子育てなどで生活に拠点を置く必要が生じるまでは、一度きりの人生だから、親元を離れているんな経験をしてほしいと思い、東京での生活を勧めてきました。しかし、学費と親元を離れた生活が娘に奨学金受給やバイト掛け持ちを強いることとなり、本来の目的がかすんでしまう状況となっています。これらの理由により、長女は合格した美大への進学を断念しました。次女は、新聞奨学生として二年間、朝晩配達をしながら専門学校に通っています。三女は、この春、都内の専門学校に進学が決まり、運よく近隣に居住する親族に間借りできそうですが、気遣いからのストレスも心配しています。親として満足な生活環境を与えることができないことを申し訳なく思います。青森県学生寮に女子学生の受入れが可能となれば、私たちと同じ悩みを抱える親娘の一度きりの人生を強力にバックアップする施策になることは間違いありません。

教育長、いかがでしょうか。実際にこうした声があるんです。一人の女子学生が進学を諦めてしまった。ほかにも進学を諦めたり、進学しても経済的理由で苦しんでいる女子学生はいることでしょうか。

私自身もネット上でアンケートを実施しました。そのアンケートは二百四十一人の方が答えてくれたんですけど、そのうち八割以上は女子学生が入れないこの不平等な状況を是正すべきとの答えだったんですね。運営しているのが育英奨学会だからといって逃げないでほしいんですね。これは女子差別撤廃条約にも明確に反していますし、県人寮で過ごした学生、若者たちは、必ず未来の青森にも関わって貢献してくれると思っています。

それを踏まえて、この解消に向けて、育英奨学会とより話していくで

あるとか、そういったことを三十七年前からずっと言われているんです。もつときちゃんと検討すべきだと思うんです。きちんと話し合っていくべきだと思うんです。いかがでしょうか。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 先ほど男性、女性の不平等というお話がございましたけれども、当初は昭和六十六年（後刻「昭和五十六年」に訂正）に建設されておりまして、その頃は男子が東京の学校へ行く率が高いということからこういった制度を設けてやってきたと思うんですが、現在におきましては——昭和五十六年ですね——男性と女性だけに限らず、なぜ東京の子供たちだけなんだということもあり、様々なこととか、あと奨学金の在り方のお話が議員からもございましたけれども、そういったこととかを総合的に考えて、こういった形で支援することができるとかということを検討する必要があると考えているところでございます。

○副議長（寺田達也） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 分かりました。なぜ東京だけなのかというのはあります。ただ、今現に東京の小平市に学生寮があるので、それを活用できるなら活用できたほうがいいですし、首都圏はやっぱお金がかかってしまうというのもあるんですね。今まできちんと育英奨学会ともこうすべきというのを話しているのか。ほかの県の学生寮とかでは、不平等な状況が続いているから女子も入れるようにしたとか、新設したというのもきちんとあるんですね。今までそもそも話しているのか。そして、今後どうしていくのかというのをきちんと考えてほしい。繰り返しになりますけれども、三十七年前からずっと変わっていない。同じことをずっと言われていて、令和七年の今も全く同じ答弁になってしまっているのかなと思います。

先ほど一通のメールを紹介しました。やっぱり女子学生がどうも不平等な状況に置かれている。今の時代はライフスタイルが本当にいろいろ

あると思いますけれども、真剣に考えていただきたいと思います。若者の未来を潰さないようにしていただきたいと思います。

以上で、私の再質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 五分間休憩いたします。

午後二時十四分休憩

午後二時二十一分開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十八番山谷清文議員の登壇を許可いたします。——山谷議員。

○三十八番（山谷清文） 自由民主党の山谷清文でございます。所感を交えながら質問させていただきますと思います。

世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の脅威からようやく解放されつつある一方で、世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナへの侵攻は三年四か月にも及び、いまだに収束の糸口さえ見いだせないままであります。また、その後のイスラエル・パレスチナ戦争、そして、最近のインド・パキスタン紛争、さらにはイスラエル・イラン戦争も勃発し、その様子は遠く離れたこの日本においても、連日のように報道されております。その中で、今現在も何の罪もない多くの市民が傷つき、命を奪われるということが日常的に行われているという非情な現実、悲しみと同時にやり場のない怒りも込み上げてまいります。一日も早い戦争や紛争の終結と、世界平和を願いながら質問してまいります。

私の最初の質問は、地方創生に向けた農林水産業の振興についてであります。

今年三月、農林水産省は、地方みらい共創に向けた緊急提言を公表いたしました。その中では、農林水産地域は、おいしく豊かで楽しい地方であり、農林水産業が元気に発展し、若者、女性、インバウンドを含む、

みんなの目的地(デステイネーション)となる可能性を秘めた地域である旨のコンセプトが整理されておりました。そして、このコンセプトの実現に向け、地方みらい共創戦略を取りまとめ、グローバルとローカルをつなぐグローバル成長の視点を踏まえ、都会と地方とのつながりや、農林水産に関わりの少なかった企業等との共創、掛け算(新結合)による農林水産イノベーションの実現を通して、我が国の成長につなげることを目指すこととしております。

一方、我が県においては、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋で掲げる農林水産業が持続的に発展する社会を実現するための具体的な取組をまとめた二〇二五年度版青森新時代「農林水産力」強化パッケージを策定し、基本計画の政策目標である豊かさを実感できる力強い農林水産業の実現を目指しております。

しかしながら、我が県の農林水産業を取り巻く環境は、人口減少の進行による担い手不足や気候変動等による自然災害の激甚化、国際情勢を背景とした燃油・資材価格の高騰などの諸課題に加え、最近では米価の異常な高騰、大雪によるリンゴの雪害、陸奥湾ホタテの高温による大量へい死等、その状況は想定を超える深刻なものとなっております。

そこで質問いたしますが、本県における地方創生の推進について最も重要なことは、やはり基幹産業である農林水産業の振興であると考えますが、農林水産業を取り巻く厳しい環境の中、本県農林水産業の持続的な発展に向けて、県は、今年度、農林水産力の強化にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

続いては、米作り新時代の推進についてであります。

青森市において小学校給食が始まったのは今から六十年前、私が小学校に入学した年からでありました。一般の家庭ではあまり見ることはないメニューも数多くあり、ほとんどの児童にとって給食は学校生活の中の楽しみの一つでもありました。現在と違って当時はまだ大戦後の影響もあり、食料の安定的な供給は完全に確保されておらず、主食の米不

足のため、米国からの輸入小麦によるパン給食が主流となっており、米飯給食は月に一度あるかないかでありました。

その米飯給食の折、担任の女性の先生が話したことは今でも忘れずに覚えています。それは、一粒の米の中には七人の神様が宿っていて、米を粗末にすると神様が怒って罰が当たるという話でありました。飽食の時代と言われる現代の世相を反映するように、青森市の給食センターには、市内の各小・中学校から返却される食べ残しの米が日によっては数百キロにも及んでいることや、コンビニや飲食店で廃棄される大量の米、そして、最近の米価にまつわる一連の騒動を見るにつけ、米の神様の話が思い出されます。最近、日本人は米を大切にしていましてでしょうか。米の神様が怒っているのかもしれない。

最近の米価の状況は、一年で値段が二倍を超える異常な事態となり、全国において、米を買いたくても米売場に米がないという、これまでになかった現象が起きています。

また、今回の米騒動の中で、ほかに不思議に思うことが数多くあります。例えば、農林水産省の発表では、昨年の全国の米の作況指数は一〇一と平年並みであったにもかかわらず、なぜ米がこんなに不足しているのか。昨年の夏、米の値段が急激に上がり始めた頃、農林水産省では新米が出始めれば安くなると言っておりましたが、少しも安くなりませんでした。そして、今年の三月、四月に放出された備蓄米の多くがいまだに市場に出されずにいるということ。さらに、米の価格が高騰して倍以上にもなっているのに、高騰した分の売上げの差額は一体どこに行っているのか。生産者に還元されているのであれば納得かもしれませんが、異常な投機的取引の対象になって米価が暴騰しているとしたら、これまでの米の流通制度自体も見直さなければならぬ重大な問題であり、また、同時に今回の米の暴騰が投機に係るものであるとしたら、暴騰に反発して、今後、暴落も十分に考えられることから、多くの米農家を抱える本県にとっても大きな懸念材料であり、脅威であると考えます。

まさに令和の米騒動と言うにふさわしい最近の状況ですが、今後、国は、米は余っているという認識を改め、米の生産調整の在り方を見直し、米農家に安くておいしい米を作る自由と経営努力への意欲を持つてもらうのと同時に、生産者にとっても、消費者にとっても持続可能な適正な米の価格を確保、維持し、さらには非常に分かりにくい米の集荷、卸売、小売、在庫管理までの流通の可視化を図ることが必要とされてきていると考えます。

以上のような状況の中で、県において昨年から推進している青森の米作り新時代の実現に向け、県はどのように取り組んでいるのかお伺いたします。

また、日本での米の一人当たりの年間消費量は、ピーク時の一九六二年では約百十八・三キログラムであったものから、二〇二二年度は五十・九キログラムと、六十年間で半分以下に減少しています。この米の消費の減少傾向は年を追うごとに強まってきており、今回の米の高騰により、さらなる米離れが進んでいるようであります。

そこで、今後の米食の普及啓発や米の消費拡大に対する県の取組についてお伺いたします。

次の質問は、ＪＲ東日本による青森事業本部の設置についてであります。

先月、ＪＲ東日本から事業の運営体制を再編し、来年、二〇二六年七月に青森県内の全路線と八戸線の岩手県内の区間を管轄する青森事業本部を新設するという発表がありました。ＪＲ東日本は、現在、盛岡支社と秋田支社が青森県内の路線を二つに分けて管轄しておりますが、青森県全体を主エリアとする運営体制を見直し、地域の需要に合わせ、よりきめ細かで小回りの利く事業本部単位の運営で、地域の実情やニーズに密着したスピード感のある事業展開を目指すこととしております。

旧国鉄時代から青森県には鉄道管理局がなく、盛岡鉄道管理局の下に青森支店が置かれています。青森県における鉄道管理局の設置について

は、青森県は、東北・奥羽両本線、そして青函トンネルという旧国鉄の大動脈を抱え、本州北端の鉄道の要であったことから、青森鉄道管理局の設置は、近隣の都市を抑え、ほぼ青森に決定かと思われていたものが、一九五〇年（昭和二十五年）、熾烈な誘致合戦の末、盛岡に敗れ、誘致に失敗したというのを聞いております。当時は、そのことに対して県民の失望も大変大きなものであったとも聞いております。そして、一九八七年（昭和六十二年）の国鉄民営化以降も、盛岡支社の下に青森支店として位置づけられてきたという苦い歴史があります。

その結果、本県が北海道連絡線、東北本線、奥羽本線の始発・終着駅を持つという重要な位置にありながら、県南地域は盛岡支社、津軽地域を秋田支社が管轄するということになっています。そのため、県と県議会新幹線・鉄道問題対策特別委員会では、県内の鉄道の設備改良等の整備の促進や、長年の懸案である奥羽線の複線化、そして、県内公共交通機関の維持、再編に係る問題等の要望については、毎年、県外にある盛岡、秋田両支社に対して要望活動を実施することを余儀なくされていきます。

また、以前から県や県議会においては、一元的な鉄道管理について、青森支店の支社への昇格が必要としてＪＲ東日本側に要望してきた経緯もあることから、今回の青森事業本部の設置は、本県の鉄道路線の運営上、大きな転換であり、前進であると受け止めております。

そこで質問いたしますが、ＪＲ東日本による青森事業本部設置に対する県の見解についてお伺いたします。

また、青森事業本部設置による利点を最大限に生かして県内路線の課題解決に積極的に取り組むべきと考えますが、県はどのように取り組んでいくのかお伺いたします。

続いては、青森操車場跡地への新駅整備についてです。

昨年九月、宮下知事と西青森市長は、統合新病院の整備場所を県営スケート場一帯で合意した際に、青い森セントラルパーク地区への新駅整

備に向けた検討を進めることを表明いたしました。あれから九か月、この新駅の整備については、青森市民のみならず、現在、青い森鉄道を利用している多くの県民はもちろん、将来、新駅を利用することになるセントラルパーク周辺の住民からも強い関心が寄せられております。県にとつても、市にとつても統合新病院やそのほかの施設の整備計画、そして、今後のまちづくりや周辺地域の活性化に大きく関わる問題であるからであります。

一方、鉄道運営者である青い森鉄道においては、青い森セントラルパークへの新駅設置について、青森県と青森市の検討状況を踏まえ、必要な協力をしていくことを二〇二五年度の事業計画に盛り込んでおります。

そこで質問ですが、青森操車場跡地への新駅整備について、鉄道事業者としての県の認識について伺いいたします。

さらに、青森操車場跡地への新駅整備に向けたこれまでの青森市との協議状況と今後の取組について伺いいたします。

続いての質問は、特定利用空港・港湾の指定についてであります。

空港、港湾の運用、整備の在り方について、国は、安全保障環境を踏まえた対応を効果的に行うために、自衛隊、海上保安庁が平時から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、関係各省庁とインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとしております。これらを特定利用空港・港湾とし、民生利用を主としつつも、自衛隊、海上保安庁の艦船、航空機の円滑な利用に関する枠組みを設けることにより、有事のみならず、平時においても、自衛隊、海上保安庁の早期かつ円滑な利用にも資するよう、既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行うこととしております。

このたび、県は、青森空港並びに青森港の特定利用空港・港湾の指定について、国からの依頼に対して受入れを承諾することとしたようであります。特定利用空港・港湾の指定を受け入れることとした経緯と理

由について伺いいたします。

また、特定利用空港・港湾に指定されることに伴い、青森空港並びに青森港の施設整備及び災害対応の強化について、県はどのような取組を行っていくのか伺いいたします。

続いての質問は、青森県立郷土館の整備についてであります。

青森県立郷土館は、明治百年を記念する県の事業として設立計画がつけられ、一九七三年（昭和四十八年）に、国の登録有形文化財に指定された旧青森銀行本店の建物を利用する形で、現在の青森市本町の地に開設されました。

開設当時、高校生だった私は、県内初の大規模博物館が自宅から歩いてすぐのところに開設され、それまではあまり興味がなかったふるさとの歴史や自然、文化や産業等の多くの分野について総合的に学ぶことができるこの郷土館に、頻繁に足を運ぶようになりました。

そして、多くの展示物の中で私が最も興味を持ったのは、自分の住む青森の発祥の地は、藩政時代前の伝承の域を出ませんが、この郷土館の東側にあった小高い森に由来しているのではないかということ、また、ひよつとすると、「青森」という地名は、アイヌ語で「隣の国」を意味する「アウンモシリ」から由来した可能性があるということも知りました。確かに、北海道に住むアイヌの人たちからすると、海を越えた青森は隣の国に違いありません。

学校では習うことがない多くのことを郷土館で学ぶことができましたが、県民ばかりではなく、他県からの多くの来場者が石器時代からの青森県の歴史や文化、自然や人々の暮らしを知る上で非常に大きな役割を果たしてきた郷土館であります。ここ数年は耐震性不足のため、休館を余儀なくされておりました。

そして、先頃、県教育委員会から、既存施設の耐震補強などの長寿命化ではなく、移転新築を検討していることが発表されました。この方針転換は、私にとりましても、また、約半世紀にわたり、愛着を持って郷

土館に接してきた本町地区周辺の町内会の方々にとりましても、驚きを持って受け止めざるを得ませんでした。

そこで、県内唯一の県立の博物館としての機能を充実させるという意味でも非常に重要な問題でもありますので、郷土館の整備について二点質問いたします。

まず、県立郷土館の整備に向けて、検討会議を設置した目的について伺いたいします。

また、検討会議における内容及び今後のスケジュールについて伺いたします。

私の最後の質問は、各種選挙における投票率の向上についてであります。

第二十七回参議院議員通常選挙の告示まで二週間を切りました。選挙の情勢とともに気になるのは投票率のことです。残念なことに、県内における各種選挙においては、投票率が年を追うごとに低下しており、昨年十月の衆議院選挙においても、青森県全体の投票率は、前回選挙よりも一・三ポイント下がって五一・六%でありました。東北各県と比べても、都道府県別投票率で全国トップの山形県は六〇・八%、全国二位の隣の秋田県は五九・四%、全国十六位の岩手県は五五・五%などと、青森県は東北各県と比較しても、投票率は東北ワーストであります。国政選挙の投票率全国五連覇でトップの山形県とは実に九%以上の大差がついております。

この中でも特に残念なのは、本県の場合は、十代、二十代を中心としたいわゆるZ世代の若者の投票率が他県と比べてもかなり低いものとなっており、全体の投票率を押し下げる要因ともなっています。近い将来、社会において中枢を担うと期待される世代の投票率の低さは、社会参加という意味においても大きな問題であると考えます。

県においても、これまで投票率の向上については多くの取組を行っていろいろありますが、投票率ナンバーワンの山形県の取組に目を向け

る必要もあると考えます。

山形県においては、昭和の時代から親子連れ、家族ぐるみの投票を推奨するとともに、二〇〇六年に制定した自律のまちづくり基本条例で、「満二十歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。」と規定し、県行政において、具体的な施策を議論する全ての県の審議会等に、若者枠として二十代から三十代の若者委員を一名以上登用することによって積極的に若者の意見を行政に反映させ、政治参加に欠かせない当事者意識を確実に育む取組を行ってきているようであります。この取組は、今日、明日すぐというわけにはいかないと思います。しかし、今後の検討すべき課題として認識しておくことも必要であると考えます。

そして、割と簡単にできそうなものとしては、山形県においても積極的に推進し、最近注目を集めている選挙割のサービス制度があります。これは、投票した際に受け取ることができる投票済証を飲食店等で提示することによって割引サービスなどを受けるようにするもので、全国的にも広がりを見せているようであります。青森市内でもこれまで何軒かの飲食店が実施しているようですが、県内においては、投票済証自体を知らない県民も多いことありますが、投票率向上の対策としては、一考の余地があるものと考えます。

そこでまず、若年層の投票率向上に向けたこれまでの取組について伺いたいします。

また、昨年の衆議院議員選挙の際の県内投票率の五一・六%のうち、期日前投票の投票率は二一・三%と、投票率全体の約四三%を占めるまじになっております。有権者には期日前投票がますます定着しつつあると思われる。

そこで、投票率向上のためには期日前投票所の増設が非常に有効であると考えますが、増設に向けた取組について伺いたいします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 山谷議員にお答えいたします。

私からは、まず、農林水産業の持続的な発展に向けて、農林水産力の強化にどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

県では、本県農林水産業の持続的な発展を目指す青森新時代「農林水産力」強化パッケージに基づき、今年度は、所得を上げるための「生産者」の経営改善支援、産業を守るための「企業」等との連携、次代を支えるための「人財」の確保・育成を重点項目とし、新たに所得向上プログラムの実践や企業の農業参入の推進などを加えた四十四のプロジェクトに挑戦しております。

また、今般の豪雪による被害や、陸奥湾ホタテガイのへい死などの緊急課題に対しては、生産者に寄り添いながら対応を進めるとともに、必要な対策を検討しているところであります。

農林水産業を取り巻く環境は、昨今の米価の高騰や水産資源の大幅な減少など大きく変化しておりますが、私としては、対話から得られた生産現場の声をしっかりと施策に反映させていくことで、若者が戻ってくる魅力ある産業にしていきたいと考えております。

続きまして、青森の米作り新時代の実現に向けた取組についてお答えいたします。

私は、生産者一人一人の努力が報われ、利益の最大化が図られる青森型の水田農業を確立し、真に日本一の米どころになることを目指して、令和六年度から青森の「米づくり新時代」推進方策に基づき、取組をスタートさせております。

取組二年目となる今年度は、新たなチャレンジとして、有機栽培と高度な精米技術などを組み合わせて付加価値向上を目指す「超・プレミアム米」のほか、スマート技術により施肥量を制御して生産コストをさらに削減する「超・低コスト米」の実証に取り組んでいるところであります。

米価が高騰する中、国内供給の調整弁としての輸出の重要性が増していることから、昨年度から現地実証に取り組んでいる多収有望系統について、輸出を見据えた方向性を検討することとしております。

続きまして、青森事業本部の設置を契機とした県内路線の課題解決に向けた取組についてお答えいたします。

鉄道は、本県経済の発展と県民生活の向上に不可欠な社会的インフラであることから、私自ら県議会と共に、毎年度、JR東日本に対して、輸送サービスの充実や駅サービスの確保等を要望するとともに、同社と連携した誘客活動に取り組んでおります。

県としては、青森事業本部の設置を契機に、これまで以上に同社との連携を深め、県内全路線を一元的に捉えた形で利用者ニーズを反映した輸送サービスの提供や、地域と密接に連携した活性化の取組などがスピード感を持って実行されるよう、沿線市町村等と共に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、青森操車場跡地への新駅整備に関する県の認識についてお答えいたします。

新駅の整備に当たっては、安定的な需要確保の見通し、鉄道事業の採算性、技術的な設置可能性等について調査を行うことが必要であると考えております。

県としては、昨年七月に開館した青森市総合体育館のこれまでの利用実績、青森市における青森操車場跡地及び周辺での施設整備の検討状況等を踏まえ、調査の体制や項目などについて、青森市と連携して検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 米食の普及啓発や米の消費拡大に対する県の取組についてお答えいたします。

総務省が公表している家計調査によりますと、一世帯当たりの米の購

入数量について、米価高騰前の令和六年四月は四・四キログラムであったのに対し、直近、令和七年四月は四・五キログラムとなっており、統計上は米価高騰の前後において大きな変化はございません。

一方、国民一人当たりの米の消費量は、高齢化の進行や食の多様化などで長期的には減少傾向であり、本県農業者の多くが携わる米作りを持続させるためには、米の需要拡大が重要であると認識いたしております。

このため、県では、米食の普及啓発として、青森県産米需要拡大推進本部が行うテレビCMの放映や、園児対象のおにぎり教室の開催を支援しているほか、食育活動において、御飯を主食とする日本型食生活の普及などに取り組んでおります。

また、官民一体で進めている「地産地消で元気あおもり」県民運動の一環として、県産米などの県産品の購入を促すキャンペーンを行っているほか、大手米卸へのトップセールスや県外量販店での試食宣伝に取り組んでいるところでございます。

○副議長（寺田達也） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 初めに、青森事業本部設置に対する県の見解についてお答えいたします。

JR東日本では、令和八年七月に運営体制を変更し、盛岡支社と秋田支社が管轄していた本県の全路線を、新設する青森事業本部に集約するとしております。

具体的な組織体制等は未定ですが、県では、青森事業本部の新設により、これまで以上に地域に寄り添い、利便性の高い輸送サービスの提供や地域活性化の取組などがスピード感を持って実行される体制になるものと受け止めております。

次に、青森操車場跡地への新駅整備に向けたこれまでの青森市との協議状況と今後の取組についてです。

青森操車場跡地への新駅整備については、その整備を要望している青

森市との勉強会を令和二年度から五年度にかけて計六回開催し、安定需要確保の見通しなどの新駅整備の諸課題や、他の新駅設置事例について意見交換を行ってきたところでです。

本年五月二十二日には、青森市と第七回目の勉強会を行い、青森操車場跡地利用計画や新駅の基礎需要等の諸課題を整理していくことを確認したところであり、今後、青森市と連携しながら、需要等調査の実施に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 特定利用空港・港湾についての質問二点のうち、指定受入れの経緯と理由についてお答えいたします。

昨年十月九日、内閣官房、国土交通省及び防衛省から県に対し、県が管理する青森空港及び青森港を特定利用空港・港湾の対象に考えているとの説明がありました。

今年二月十日、国は青森市に対して説明を行い、また、同月から五月初旬までにかけて、県では、空港及び港湾関係者に対し説明を行い、いずれも特段の反対意見はありませんでした。

その後、先月二十六日付で、円滑な利用に関する枠組みに関して関係省庁と県との間で確認することについて、国から県へ正式な依頼があり、これに対し、県では、自衛隊等が空港や港湾の施設状況にあらじめ精通しておくことにより、災害時における迅速な対応が期待されることから、今月二日付で指定を受け入れる旨の回答をしたところでです。

次に、指定に伴う青森空港と青森港の施設整備及び災害対応の強化についてお答えいたします。

特定利用空港・港湾の施設整備については、内閣府ホームページに掲載されている総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備に関するQ&Aによると、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁による円滑な利用にも資するよう、空港の滑走路延長やエプロン整備、港湾の岸壁整備や航路の整備などに加え、それぞれの既存事業を促進するこ

とにより、空港、港湾の利便性の確保や機能を強化するとされておりま
す。

また、同ホームページに掲載されている公共インフラ整備の概要資料
には、液状化対策や耐震強化岸壁等の整備により、災害時の空港・港湾
機能の確保を図るとされていることから、県では、今後、円滑な利用に
関する枠組みにおける国との調整を通じて、必要となるインフラ整備に
ついて検討していくことになるものと考えています。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点にお答えします。

まず、県立郷土館の整備に向けて、検討会議を設置した目的について
です。

県教育委員会では、県立郷土館の整備に係る基本計画策定に向けて、
今後の整備方針等を整理、検討するため、学識経験者、教育関係者、博
物館関係者など十一名を委員とする青森県立郷土館整備検討会議を設
置しました。

本検討会議では、県民が郷土に誇りを持ち、夢や希望を感じられるよ
う、県立郷土館が取り組んできた歴史、民俗、考古、産業、自然などに
関する資料の収集、保存や展示、調査研究等の郷土に根差した活動のさ
らなる充実を図るため、主にこれからの時代に求められる県立博物館に
ついて、新たな県立博物館の整備場所候補地についてを検討していくこ
ととしています。

次に、検討会議の内容及びスケジュールについてお答えします。

本検討会議は、全六回の開催を予定しており、五月二十六日に実施し
た第一回会議では、新しい県立郷土館の目指す姿や整備場所候補地の基
本的な考え方などについて意見交換を行いました。

第二回会議以降は、第一回会議での意見を踏まえながら、県立郷土館
が総合博物館としてどのような役割を果たしていくべきか等について
さらに検討を進め、今年度中に検討内容に係る報告書を提出していただ

くこととしています。

○副議長（寺田達也） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（鶴岡真治） 若年層の投票率向上に向けた取組につ
いてお答えいたします。

県選挙管理委員会では、来る参議院議員通常選挙における若年層の投
票行動を促すため、青森大学と連携し、同大学の学生に高校生や大学生
の投票率向上に向けたアンケート調査等を実施する参院選プロジェクト
に取り組んでいただいているほか、今後実施する各種啓発活動にも協
力いただく予定としています。また、当該プロジェクトに参加している
大学生には、第二十七回参議院議員通常選挙の啓発業務に係る企画コン
ペにも選考委員として加わっていただき、学生ならではの様々な御意見
を頂戴しながら、今回実施する選挙啓発の企画に反映させたとところで
す。

県選挙管理委員会としては、今後も、若い世代の柔軟な発想を各
種選挙の啓発企画に生かすことで、若年層の投票率向上に努めていきたく
と考えています。

次に、投票率向上のための期日前投票所の増設に向けた取組について
お答えします。

昨年十月二十七日に執行された衆議院議員総選挙における本県の期
日前投票所数は百二十三か所となり、平成十六年の参議院議員通常選挙
において期日前投票の制度が開始されて以降、過去最多の設置数となり
ました。

また、全ての投票者数に占める期日前投票者数の割合も四三・二七％
となり、過去最多を記録したところです。

期日前投票所の増設は、選挙人の投票環境の向上に一定の効果がある
と考えられることから、県選挙管理委員会としては、各市町村選挙
管理委員会に対して、ショッピングセンター、高等学校、大学等の人が
集まる場所への期日前投票所の設置、自動車による移動期日前投票所の

実施などを引き続き強く働きかけていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） 操車場跡地への新駅の整備は、あまり進展が見られないようでありますけれども、宮下知事は、いつものように、やるとなれば、ばばばつというようでありますし、それに期待したいと思っております。

それと、米離れのことですけれども、最近よく話を聞くのが、青森市内のスーパーとか、いろんな食料品関係の売場を見ると、パスタとか、うどん、そばもなくなってきたいるんですね。やっぱり米が高いので、パンとか、パスタとか、そういうものにシフトしていつている。前だったらパンのほうが高かったんですけれども、今は食パンのほうが安くなっているという逆転現象も見られるようになって、パンとか、パスタとかがだんだん少なくなってきたような感じもあると関係者の方はおっしゃっていました。

そういう意味では、今こういう状況で米離れがどんどん進んで、米価が落ち着いてきたときに、さて、米はどうするかとなったときに、米を買う人が少ないとなると、大変な問題なんです。いろいろな取組を考えておられると思うんですけども、やはりここはもう一回、マスコットキャラクターでお米大使というのを我が会派の三橋議員が以前やっておりましたけれども、もう一回復活していただいてやってもらおうと。何でもやってもらって、米離れをもう一回、米の売上げというか、戻ってきてもらうというようなやり方、このままでいけば本当に心配なんです。米からどんどん離れていくような感じがしています。

昨日、今日のテレビでは、銘柄米でも三割とか、大分下がってきているという話もありますけれども、私たちもこの仕組みがよく分からないですが、仕組みが分からないということは、また起きる可能性もあるという部分もあるし、何か戦々恐々としているんですけれども、新米が出てきてどうなるのかということも一つあります。その意味では、やは

り全県を挙げて青森の米を何としても売り出したいと、頑張りたいなと私も思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

あと、県立郷土館の整備についてなんですけれども、テレビの報道で教育長も出て、今の本町地区にある県立郷土館は、地震で津波が来ると、想定で四メートルの津波で非常に危ないという話で、あまりテレビで危ない、危ないと言うと、私も本町に住んでいまして、本町のあの辺に住んでいる方はたくさんいるんですけれども、この間もすぐ近くに住んでいるお年寄りの方と会ったら、そつたに危ないんだべかというふうに、もうちょつと優しい言い方で言ってもらったほうがいいんじゃないかなど。これは要望にしたいと思います。

その中で、ゼロベースで考える、ゼロベースで考えると言うんですけれども、私は以前、郷土館には、先ほども申し上げましたけれども、たまに行っていたんですけれども、非常に内容の濃いものが展示されておりました、収蔵品も結構なものがあると思います。また、これ以上に、何倍もあるというお話なので、そういう意味では、新しい大きなところというのも私はありだと思っておりますけれども、ゼロベースで考えるとおっしゃるといことは、今までやはり課題とか問題があつて、もう一回、一からということになると思うんですけれども、この辺の課題というのはどういふものがあるのかお聞きしたいと思います。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立郷土館の課題としては、施設の老朽化による収蔵庫の気密性の低下や、展示、什器類が大型で固定化されているため、大規模な展示替えが難しいことなどが挙げられており、これらの課題への対応を図る必要があります。

また、令和五年四月施行の博物館法改正において、博物館は、地域の多様な主体との連携、協力による文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めること等とされました。

これらを踏まえ、これまで県立郷土館が取り組んできた郷土に根差し

た活動の充実を図るとともに、新たな視点を取り入れながら、より魅力ある博物館となるよう、検討を進めていくこととしております。

○副議長（寺田達也） 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） 最初の郷土館がつくられたときは明治百年を記念して、今年は昭和百年なので、今回は昭和百年を契機に、そういう意味では、くしくも何か関係があるのかなと考えますけれども、教育長は、これまでにない博物館というおっしゃり方をしていましたけれども、どういうところがこれまでにないということなのかお聞きしたいと思います。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 先ほど申し上げましたように、博物館法の改正によりまして、今までのものに加えて、地域の多様な主体との連携、文化観光その他の活動の推進で地域の活力の向上、そのほかにデジタルアーカイブ化の公開とか、文化芸術基本法の精神に基づくこと、こういったことが追加されております。

そうしたことをこれまでのものにプラスして、これまでにないというか、立ち上げました検討会議において、先生方の御意見等を踏まえながら、より魅力ある博物館にしたいということでお話しさせていただいております。

○副議長（寺田達也） 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） そういう意味では、一日も早くこれまでにないような立派な博物館、名前は郷土館を使うのかどうか分かりませんが、けれども、できれば観光客にとっても、私たち県民にとっても見やすいような場所、これから検討されると思うんですけれども、一日も早い完成を心待ちにして、質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 三十分間休憩いたします。

午後三時八分休憩

午後三時三十五分再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十二番工藤慎康議員の登壇を許可いたします。――工藤議員。

○三十二番（工藤慎康） 自由民主党の工藤慎康です。

第三百二十二回定例会におきまして、大トリで登壇の機会を与えてくださいました諸先輩議員、同僚議員に感謝申し上げます。

今回の一般質問は、パラオ共和国関係の質問が三問、その他の質問は、宮下知事の最近の政策の確認になります。

さて、宮下知事が就任して間もなく二年を迎えます。この二年間で県内一律の小・中学校の給食費無償化や、こども・子育て「青森モデル」の策定など、全国初となる少子化対策を実現しました。また、教育改革では、有識者会議の提言を基に、学校の働き方改革に向けた環境整備を教育施策の大綱へ反映させるなど、県政の重要な課題にスピード感を持って対応されてきました。

一方で、共同経営・統合新病院や下北地区統合校など、地域住民が知事からの説明や話を聞いてもらう機会が十分になく、うまくいっていない事例も見受けられます。

宮下知事は、就任以来、県民の皆様の声に真摯に耳を傾けることをモットーとして、県政運営に当たっていることと思います。知事に賛成的な県民だけでなく、批判的な県民の声にもよく耳を傾け、丁寧な説明と対応を行っていただくことを期待します。

それでは、質問に入ります。

初めに、県内航空路線の乗り継ぎ利用の促進についてです。

報道によりますと、昨年度の青森空港、三沢空港の利用者数は、いずれも四年連続で増加し、コロナ禍前を上回ったとのこと。本県経済が持続的に成長していくためには、本県の両空港から直行便が就航している地域はもちろんのこと、直行便が就航していない地域との間におい

でも、羽田空港での乗り継ぎによる交流を活発化していく必要があると思います。

羽田空港は全国に路線を有しており、国内の多くの方面へ移動することができ、交流活発化のためにも羽田空港での国内線乗り継ぎをPRしていくべきと考えます。また、国際線においても、発着枠の増加に伴い、羽田空港からの路線数が増加し、利便性が向上しています。そこで質問です。

羽田空港における国内線及び国際線の乗り継ぎの利用促進に向けた県の取組について伺います。

次に、成田空港での乗り継ぎについてです。

私は、太平洋にあるパラオ共和国を何度か訪問しています。現在、パラオには日本との直行便がありませんが、本年十月からユナイテッド航空による成田―パラオ線が開設される予定とのことですが、

御存じのとおり、国際線の路線数は、羽田空港よりも成田空港のほうがさらに充実しています。現在、本県の両空港に成田線はありませんが、海外との交流促進のため、成田線の誘致も検討すべきではないかと思えます。

そこで質問です。

青森―成田線が就航することで国際線乗り継ぎの利便性向上が図られると思いますが、県の考えをお伺いします。

次に、英語教育の現状とグローバル人材の育成についてです。

私は、長年、パラオ共和国において、本県出身戦没者の遺骨収集等の調査に携わり、現地の方々との交流を続けてきました。公用語が英語とパラオ語であるパラオ共和国において、現地ガイドは、応対する国の言語に加え、英語とパラオ語を話せることが必須であります。

一方、私の学生時代における英語教育を振り返ってみますと、文法中心の授業が多かったように思います。私は、先ほどお話ししたようなパラオでの経験から、本県に暮らす子供たちには幼少期から生きた英語に

できるだけ多く触れることができる環境において、英語の素地を培うことが必要であると思います。また、子供たちが、いずれは英語で自らの考えを述べ、世界で活躍できるグローバル人材として開花してほしいと願っています。

そこで、二点について質問します。

一点目として、公立小・中・高等学校における英語教育の現状について伺います。

二点目として、県教育委員会におけるグローバル人材育成の取組について伺います。

次は、県が管理する八甲田登山道の維持管理の取組についてです。

先ほどもお話ししましたが、私は、これまで、南太平洋の島国、パラオ共和国を何度か訪れました。豊かな自然に恵まれ、海洋レジャーなどを目的とした世界各国からの観光客が非常に多い国で、観光が基幹産業となっています。

パラオでは、外国人観光客から入国時に環境税を徴収しているほか、ツアーやアクティビティーを利用する際には、パラオ国内各州政府から許可証を購入しなければなりません。国や各州政府は、それらの収入をサンゴなどの自然環境保全や空港整備のために使用し、持続可能な観光と自然保全の両立を実現しております。

さて、本県にも風光明媚な八甲田山、十和田湖、奥入瀬溪流などを有する十和田八幡平国立公園がございます。私も機会があれば八甲田山の雄大な自然を満喫したいと考えていますが、それとともに、本県の宝物を次の世代に引き継いでいくことの重要さも感じているところです。

コロナ禍後、海外から本県への観光客も増加し、八甲田山への登山客も増加傾向にあります。登山客の増加の一方で、安全対策や自然環境の保全、登山道等の維持管理の重要性が今後ますます高まってくるものと考えます。

そこで質問です。

県が管理する八甲田登山道の維持管理の取組状況について伺います。

次は、循環型林業の推進についてです。

県土の約七割を占める本県の森林は、木材の生産基盤であることはもちろんのこと、育まれた水が下流の田畑を潤すとともに、豊かな漁場を形成するなど、様々な機能を有しており、本県の農林水産業や県民の暮らしを支えています。その森林の多くは、現在、利用期を迎えています。

木材は再生産が可能な地域資源であり、知事も公約で掲げたとおり、「伐って、使って、また植える」循環型林業を推進することは、森林所有者や伐採事業者、製材事業者など、地域経済に寄与するとともに、森林の持つ多面的機能の発揮につながります。このことから、県産材の需要拡大と伐採後の再造林を進める取組が重要であると考えます。

また、再造林に当たっては、スギなどの針葉樹だけでなく、ブナ、ナラなどの広葉樹も造林することで、栄養豊かな腐葉土の形成や動植物の生息・生育地の保全などにも寄与するものと考えます。

そこで、二点について質問します。

一点目として、県産材の需要拡大に向けた県の取組について伺います。

二点目として、県は広葉樹の森づくりにどのように取り組んでいるのか伺います。

次は、首都圏における県産品の情報発信の取組についてです。

本年四月一日の定例記者会見において、知事は、東京の飯田橋に設置している県のアンテナショップあおもり北彩館東京店の後継施設として、物産販売のみならず、交流や飲食など複合機能を備えた情報受発信交流拠点を新たに整備する意向を公表されました。

あおもり北彩館東京店は、平成十四年に設置されて以降、二十三年もの長きにわたり、本県の物産や観光の魅力を首都圏の方々に発信し続けてきました。そして、あおもり北彩館東京店は、本年七月末をもってそ

の役割を終えると聞き及んでおります。私自身をはじめ、閉店を惜しむ声が少なからずある一方で、新たな情報受発信交流拠点に関心を寄せている方々も多いと思われます。

また、あおもり北彩館東京店の閉店に伴い、首都圏在住の方々が県産品を購入する機会を失い、結果として、生産者や加工事業者をはじめ、県内事業者の販路を狭めることは避けなければなりません。新たな拠点が開設するまでの間も首都圏在住の方々が県産品を手に取り、購入できる環境が不可欠であります。

そこで、三点について質問します。

一点目として、新たな情報受発信交流拠点の整備の方向性について伺います。

二点目として、新たな拠点の整備のスケジュールについて伺います。

三点目として、県アンテナショップあおもり北彩館東京店の閉店から新たな拠点の開設までの間、首都圏における県産品の情報発信に県はどのように取り組むのか伺います。

最後は、昨冬の豪雪に係る県の対応について伺います。

降雪量が多かった津軽地域では、交通機関の運休や道路の渋滞が発生するなど、住民生活に大きな影響がありました。特に年末年始は、短期間にまとまった雪が降り続き、しっかりと除雪されている路線もあれば、除雪が追いつかなかった路線やエリアもあったと認識しております。幹線道路である県管理道路は、ライフラインとして重要な路線であるため、気象状況に応じた迅速な除雪の出動が必要であると考えます。

そこで質問です。

県管理道路における除雪の出動基準について伺います。

次に、豪雪対応に係る自衛隊への災害派遣要請についてです。

先ほどもお話ししたとおり、昨冬の豪雪は、道路状況の悪化に加え、住宅の除排雪など生活面にも多大な影響を及ぼし、県民の皆さんは大変

な御苦労をされたところです。日常生活での支障が続く中、自衛隊の災害派遣により円滑な豪雪対応を期待する声もあったと承知しています。そこで質問です。

昨冬の豪雪対策において、自衛隊に災害派遣を要請しなかった理由についてお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 工藤慎康議員にお答えいたします。

私からは、まず、県産材の需要拡大に向けた県の取組についてお答えいたします。

県内の建築物に使用される木材を外国産材から県産材へ転換するため、県では、建築士や製材業者等を対象に、建築物の木造化、木質化に向けたワークショップを開催しているほか、あおり産木材活用建築コンテストの実施やプロモーション動画の作成などにより、広く県産材の魅力を発信しております。

また、今年度は、新たに県内で生産、加工し、利用される木材をA—woodと名づけ、県内の工務店等に対して民間建築物への利用量に応じた助成を行うことで、県産材を継続的に利用する事業者を育成することとしております。

さらに、庁内に県産材利用推進会議を設置し、県有施設への利用を強力に推し進めることとしており、こうした取組を通じて、官民を挙げた県産材のさらなる需要拡大に取り組んでまいります。

続きまして、新たな情報受発信交流拠点の整備の方向性についてお答えいたします。

県のアンテナショップあおり北彩館東京店に代わる新たな施設については、青森の人、事、物を通じて、青森と首都圏が交流し、魅力を発信する拠点となるよう検討を進めております。

具体的には、これまでアンテナショップが果たしてきた物産販売や観

光案内に加えて、市町村や県内事業者と首都圏の方々とが交流や催事につながる機能や、本県の食と食文化を発信する飲食提供の機能など、本県のブランドイメージの向上に資する多彩な魅力を発信する拠点にしたいと考えております。

続きまして、昨冬の豪雪対策において、自衛隊へ災害派遣を要請しなかった理由についてお答えいたします。

自衛隊法では、都道府県知事は、災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を自衛隊に要請することができるとされております。災害派遣については、防衛大臣等が緊急性、公共性、非代替性の三要件を総合的に判断し、やむを得ないと認める場合に実施されるものであります。また、災害派遣を要請する際、知事は、事由、派遣を希望する期間、区域及び活動内容を明らかにする必要がありますとされております。

昨冬の豪雪への対応に当たり、県では、一時的、集中的な豪雪による多数——数百台規模となるとありますが——の車の立ち往生、屋根雪により多数——数十軒規模——の民家が倒壊するおそれ、孤立地域が発生し、ライフラインが途絶したことにより、支援物資の搬送が必要など、災害派遣の三要件に該当する場合は、速やかに要請ができるよう、陸上自衛隊第九師団と事前の情報共有を図ってりましたが、結果として、そういった事態にはならず、災害派遣の要請には至らなかったものであります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 御質問に順次お答えいたします。

初めに、羽田空港における国内線及び国際線の乗り継ぎの利用促進に向けた県の取組についてです。

本県は、青森—羽田線が一日六往復、三沢—羽田線が一日四往復運航され、羽田空港を活用した国内外の乗り継ぎ利用が多様な組合せで可能

となることから、県では、羽田空港での乗り継ぎによる利用促進に取り組んでいます。

具体的には、国内線では、関係する全国からの地方公共団体で構成する航空乗継利用促進協議会に参画し、利便性の情報発信やイベントでのPR、航空会社と連携したキャンペーンに取り組んでいます。

また、国際線では、インバウンドの増加に向けて、航空会社と連携し、中国や台湾、香港の旅行博でのPRや、現地の旅行会社の県内視察などを実施し、羽田乗り継ぎによる本県への旅行商品の造成を促進させることとしています。このほか、国際線、国内線ともに、さらなる利便性の向上に向け、乗り継ぎ利用の運賃制度の充実を航空会社に働きかけているところです。

次に、青森―成田線が就航することで国際線乗り継ぎの利便性の向上が図られると思うが、県の考えについてです。

羽田空港の国際線は増加しており、主要な二十五の国・地域に路線がありますが、成田空港は四十二の国・地域に路線があることから、青森―成田線の就航は、羽田空港に路線がなく、成田空港のみに路線がある国・地域については、県民の渡航の利便性向上やインバウンドの増加につながる可能性があります。

一方、青森―成田線の就航により、格安の成田乗り継ぎでソウル、台湾に向かう観光客が出てくるなど、青森―ソウル線や青森―台湾線の利用者数が減少するなど、路線の維持にマイナスの作用も想定されることから、県としては、就航による影響を考慮しながら、青森―成田線の路線展開に対する航空会社の考え方について、情報収集を進めてまいります。

次に、県が管理する八甲田登山道の維持管理の取組状況についてお答えいたします。

県では、北八甲田の八甲田登山線、毛無岱線、谷地・八甲田大岳線、八甲田温泉赤倉岳線の四本の登山道の維持管理を行っており、木道や木

製階段、避難小屋等の施設について、緊急性の高い箇所から計画的に改修を進めているほか、登山道を塞いでいるササや支障枝については、山岳団体等のボランティアの協力を得て、刈り払い作業を実施しています。

今後も、登山道利用者の安全と快適性の確保に向け、施設の老朽化等の状況も確認しながら、国や市町村、山岳団体等と連携し、登山道の維持管理に努めてまいります。

次に、首都圏における県産品の情報発信の取組についての御質問のうち、新たな拠点の整備のスケジュールについてお答えいたします。

今年度は、新たな拠点整備全体の方向性を具体化するため、コンセプトや機能、運営等について基本構想を取りまとめるとともに、入居する物件等を決定した上で、施設の規模やレイアウト、設備、概算費用などを具体化する基本設計を行う予定です。

また、次年度以降、実施設計後に必要な工事を行い、運営体制が整い次第、速やかに開業したいと考えています。

次に、県アンテナショップあおもり北彩館東京店の閉店から新たな拠点開設までの間、首都圏における県産品の情報発信に県はどのように取り組むのかについてです。

あおもり北彩館東京店の閉店後、新たな拠点開設までには一定の期間を要することから、県では、県産品の情報発信の強化と販売機会の創出に取り組むこととしています。

具体的には、県内関係団体と連携して、首都圏の百貨店や主要駅で行われる販売イベントに青森県アンテナショップとして参加し、宣伝販売活動を展開するほか、県内の市町村等が都内に開設しているアンテナショップに、ふだんは販売していない他市町村の商品を取り扱う特設のコーナーを設置するなど、開設するまでの代替機能を保ちながら、県産品の情報発信に取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 広葉樹の森づくりに向けた県の取組についてお答えいたします。

森林が持つ多面的な機能の発揮には、広葉樹を含む様々な樹種や林齢で構成される森林が必要なため、県では、森林所有者等に対して広葉樹林の造成を支援しているほか、造林から伐採までの収支を示した森林経営プランや、漆林造成に係る技術マニュアルの作成などによる普及啓発に取り組んでおります。

また、企業や団体が社会貢献活動として行う広葉樹の植樹活動に対して、森林所有者とのマッチングや技術的な支援を行っているほか、子供たちがドングリの苗を育成するためのマニュアルの作成なども行っているところです。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 県管理道路における除雪の出動基準についてお答えします。

県管理道路における道路除雪は、交通量が少なくなる深夜から早朝にかけての限られた時間内で安全かつ効率的に作業を終えること、降雪状況等により、刻々と変化する路面状況に対応することなどが求められます。

このため、県管理道路では、除雪業務委託契約の中で、降雪量が十センチメートル以上の場合、降雪量が五センチメートル程度であっても、降雪状況や気象状況等により雪が降り続くことが予想される場合等の基準に基づき、適切なタイミングで除雪作業に出動する体制としています。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点にお答えします。

まず、公立小・中・高等学校における英語教育の現状についてです。英語教育について、学習指導要領では、小学校から高等学校まで聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの四つの技能を系統立てて、一体

的に育成することとされています。小学校では、第三・四年に外国語活動を、第五・六年に教科外国語として英語を実施しています。外国語活動では、音声を中心としてコミュニケーションを図る素地の育成、外国語科では、文字を加えてコミュニケーションの基礎となる資質、能力の育成を目標としています。

また、中学校及び高等学校は、授業を英語で行うことが基本とされ、中学校では、簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりする資質、能力の育成、高等学校では、よりの確に、適切にコミュニケーションを図る資質、能力の育成を目標としています。

県内の公立小・中・高等学校では、外国語指導助手を効果的に活用したり、デジタル教材等を取り入れたりするなど、児童生徒の英語の学習に対する関心、意欲を高める工夫を加えながら授業を行っています。

次に、グローバル人材育成の取組についてお答えします。

県教育委員会では、台北市政府教育局と了解覚書を締結し、県立高等学校五校において、台湾の高等学校と地域の諸課題等に関する協働的な探究学習などの教育交流を行っています。今年度は、県立高等学校の生徒二十名をシンガポールに派遣し、地元の方々や観光客へのインタビューによる調査活動等、英語によるコミュニケーションを通して探究活動を行うフィールドワークを実施することとしています。

また、選抜した県立高等学校の生徒四名を大韓民国で行われる済州国際青少年フォーラムに派遣し、五日間にわたって海外の生徒と生活を共にしながら、英語による文化交流や国際問題に関する協議等の協働学習を行っています。

さらに、青森南高等学校のグローバル探究科では、グローバル社会の構築に貢献するために必要な幅広い教養を育成することを目指した教育活動を行っています。今年度設置したIBコースでは、国際バカロレア機構の提供する国際基準の教育プログラムに基づいた教育が行われ、国際的に通用する大学入学資格である国際バカロレア資格を取得する

ことが可能となります。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○三十二番（工藤慎康） 御答弁ありがとうございます。再質問と要望について、それぞれさせていただきます。

まず、県内航空路線の乗り継ぎ利用の促進についてです。

青森―成田線の就航については、青森―ソウル線や青森―台北線へのマイナスの影響も考慮しながら情報収集を進めるという答弁でしたが、羽田空港を大きく上回る成田空港の国際線ネットワークの魅力は大きいと思います。

そこで、青森―成田線の誘致を積極的に進めるべきと考えますが、県の考えをお伺いします。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 繰り返しにはなりますが、青森―成田線の就航により、青森―ソウル線や青森―台北線の路線維持にマイナスの影響が想定されます。

両路線ともコロナ禍の長期運休からようやく運航再開に至ったものでありまして、当面は路線維持に向けた取組をしっかりと進めていく必要があると考えています。

県としては、就航中の路線の維持を第一としながら、青森―成田線の路線展開に対する航空会社の考え方について、情報収集に努めてまいります。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○三十二番（工藤慎康） 当面は国際線直行便の路線維持に向けた取組をしっかりと進めるということでした。しかし、数年後には、現在、成田空港で実施中の滑走路の新設、延長工事も完了して発着枠が増加し、就航する国や路線もさらに増える可能性があります。

青森―ソウル線、台北線の重要性は理解しますが、それ以外にも羽田空港乗り継ぎ、成田空港乗り継ぎと選択肢が多いほうが県民にとって

も、インバウンドにとってもメリットが大きいです。ぜひ青森―成田線の誘致にも積極的に取り組んでほしいと思います。

次に、循環型林業の推進についてです。

今年度から県産材の需要拡大に強力に取り組んでいくこと、広葉樹の森づくりにも取り組んでいくことがよく分かりました。山に木を植えることを支援することは必要なことですが、山に植える苗木を安定的に供給することもとても重要だと思います。

そこで、造林用苗木の安定生産に向け、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県では、スギなどの針葉樹と、ナラなどの広葉樹を合わせて、年間約二百六十万本の苗木が生産されていますが、近年、従来の苗に比べて作業効率のよいコンテナ苗や花粉の少ない苗などの需要が高まっています。

このため、県では、平成二十八年度から苗木生産者に対し、コンテナ苗の生産に必要な資機材の導入を支援してきたほか、令和二年度から花粉の少ないスギの種子を安定的に生産するための採取園を整備し、今年の秋には花粉症対策苗として植栽される見込みです。

今後も引き続き、優良な苗木の安定生産に向け、取組を進めてまいります。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○三十二番（工藤慎康） 「伐って、使って、また植える」循環型林業を推進することは、本県の豊かな森林が健全な状態で未来へ引き継がれることはもちろんのこと、苗木生産者をはじめ、造林業や伐採業、製材業、建築業に携わる県民の暮らしを支えるものと考えています。長い年月がかかる森づくりの取組ですが、県には、森林を生業（なりわい）とする方々の声にもしっかりと耳を傾け、未来に向けた施策を展開していただきますよう要望します。

最後に、二点ほど要望をさせていただきます。

まず、県が管理する八甲田登山道の維持管理の取組についてです。

八甲田登山道の維持管理について、山岳団体等と協力して行っているとのことでした。こうしたボランティア活動の担い手も、高齢化や人手不足などの影響で、今後は活動の継続が難しくなる可能性があります。

パラオ共和国では、自然環境保全や整備費用等に充てる目的で、外国人旅行者から環境税などを徴収しています。持続可能な登山環境の維持のためにも、パラオの取組を参考として、国立公園や国定公園等での入場税を徴収する取組などが必要であると考えます。

自然の恵みを次の世代に引き継ぐためにも、入場税の徴収、それらの収入を活用して、施策や関係団体への支援につなげる取組を強く要望させていただきます。

最後に、昨冬の豪雪に係る県の対応です。

県に限らず、各市町村でも地域の状況に応じた除雪体制を構築し、昨冬の豪雪にフル稼働で対応したと認識しております。特に市町村では、生活道路の除雪が追いつかず、除雪に関する苦情等が多かったと伺っております。市町村では、職員がパトロールして除雪業者に出動命令を出すと聞いております。

限られた時間、予算、人員の下、刻々と変化する気象状況や路面状況に対応するためには、道路管理者間の連携強化、デジタル技術を活用したDXの推進等に取り組んでいくべきと考えます。

県におかれましては、国や市町村と連携して取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

以上で、質問を終わります。

○議長（丸井 裕） これをもって一般質問を終わります。

◎ 議長 休会 提議

○議長（丸井 裕） 本職から提議があります。

お諮りいたします。議案熟考のため、二十三日は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、二十一日及び二十二日は県の休日ですから休会であります。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

六月二十四日は午前十時三十分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十七分散会